





農林水産省 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 令和元年12月20日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるのは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【福島県】 (施設整備事業) 特になし (機械導入事業) 本県の各地域畜産クラスター計画は、地域内の畜産情勢の変化や畜量再開等の動きを捉え、随時一時改正をした中で年次計画に基づいた機械導入を進めている。回答欄にある「～予め策定された地域の畜産クラスター計画に基づき、年次計画に沿った機械導入を～」ということは、農林水産省としては畜産クラスター計画の一部改正を認めないとの意味か。一部改正を認めないのであれば、本事業活用が停滞するばかりか各地域の畜産振興が進められない。 また、事業実施主体の担当者増員や申請書類の簡素化、留意点の配布など、要望調査から事業着手の短縮化の取組は一定程度評価する。しかし、今年度は総合評価を5月17日に提出後、内報の連絡が無い状況であることから、事業実施主体の審査体制の充実が申請事務の円滑化に反映されていない。 については、要望調査の前倒しを踏まえ、事業実施主体における審査体制の更なる見直し及び改善を求め。</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>(施設整備事業) ご提案の要望調査と計画提出・承認の事務手続を一本化した場合、要望調査時点で審査を行う必要があることから、要望調査時に計画申請時と同等の事業計画や関係書類を提出して頂くこととなるため、今よりも予算配分やその後の事務手続が速くなるが懸念される。 また、要望調査については補正予算措置の際に必要額を確保すること、予算成立後に迅速に予算配分することを目的に予算成立前に行なっているものである。 一方、計画提出及び承認は予算成立後に補助金交付のために行う事務であることから、事務内容の意味及び実施時期の違いから一緒に行うことが困難なものであることについてご理解いただきたい。 なお、予算成立後の補助金交付事務の更なる迅速化のために、事業計画の事前協議の実施など更なる工夫に努めて参りたい。 (機械導入事業) 要望調査のスケジュールについては、補正予算の成立後(12月)であって、基金管理団体を公募(公募期間1ヶ月)により決定後(2月)、基金達成が確実となった段階(3月)で開始しなければならないことから、これ以上の前倒しは期間的に困難であることについてご理解いただきたい。 また、畜産クラスター計画の一部改正については、必要に応じて随時修正すべきものである。 次に、本年度の要望調査に対する内報の遅延について、当初7月上旬を予定していたが、要望の中には、補助対象外となるものや導入の必要性が不明瞭な要望が見られ、その精査に時間を要したためである。 現在、要望調査から事業参加承認までのどこに問題があるかを把握するとともに、書類の不備等がなくなるよう、より現場段階での畜産クラスター協議会事務局に対する講習会の開催や参考資料の配布等により、周知徹底を図ってまいりたい。 道府県においては、上記の観点から、管内の畜産クラスター協議会に対する適正な事業執行についてご指導いただきたいと思います。そうすることにより、現在改善を図っている取組と併せれば、内報や承認までの日数は短縮できると考える。</p>	<p>5【農林水産省】 (14)畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業のうち、施設整備事業及び機械導入事業については、事業計画等の策定手続の迅速化に資するよう、講習会の開催や計画の策定に係る留意事項の周知等必要な支援を令和2年中に実施する。</p>	<p>通知等</p>	<p>①令和2年2月21日 ②令和2年3月16日 ③令和2年3月31日</p>	<p>①講習会を開催し、行政、事業実施団体の実務者に対し、事業の改正点等の説明及び手続に関する留意事項の周知を図った。 ②基金管理団体の他、新たに公募で選定した1団体を事業実施主体に加え、機械導入事業の実施体制の強化を図った。 ③事業計画の策定や事務手続きにおける留意事項を纏めたQ&amp;Aを公表し周知を図った。</p>	
	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>蜂群配置における適正群数や適正蜂群間の距離に關し、新たな科学的知見を示すための調査研究を実施することについて、養蜂の研究者に提案したものの、全国的に普遍性のあるモデルを示すことは難しいと難色を示されている状況にある。 このため、現時点ではこれまでの通知やQ&amp;A、あるいは養蜂技術手引書にある研究者の知見等を科学的知見として蜂群配置調整の参考にしていただくことがなく、その中で蜜蜂の採餌距離が一般的に半径2kmと整理されていること等から、当該地域の蜜源の種類や密度等を勘案の上、巣箱1箱当たりの平均採蜜量を元に、設置する蜂群から十分な採蜜量が得られるかを配置調整の判断基準にするなどの検討をされたい。 また、蜜源の調査については、蜜源植物の種類だけでなく、蜂群を配置した周囲の蜜源植物の開花状況や天候等様々な要因によって蜜量が異なることから、各都道府県の養蜂協会や地元の業者と、調査方法や評価方法についてよく相談していただきたい。 そもそも養蜂現場での蜂群配置の調整にしている根本的な原因が、蜜源が不足していることであるということをご認識いただき、県単独事業で蜜源植物の増殖に助成するなど、養蜂現場における円滑な蜂群の適正配置が可能となるよう協力いただいているところもあることから、各都道府県等におかれても蜜源の保護・増殖に積極的に取り組んでいただきたい。 なお、養蜂振興法第6条第2項では、「国及び地方公共団体は、蜜源植物の病虫害の防除及び蜜源の増殖に係る活動への支援その他の蜜源植物の保護及び増殖に關し必要な施策を講ずるものとする。」とされていることから、農林水産省ではこれまで蜜源植物の植栽支援事業を措置している。</p>	<p>5【農林水産省】 (6)養蜂振興法(昭30法180) 転飼の許可(4条1項)及び蜂群配置の適正等を図るための措置(8条1項)については、都道府県における円滑かつ適正な事務の実施に資するよう、有識者、関係団体及び都道府県の参加を得て調査等を行い、転飼の許可及び措置の実施に当たって参考となる科学的知見等を令和3年度中を目途に都道府県に情報提供する。</p>	<p>令和3年度の養蜂等振興強化推進事業の適切な執行により、転飼の許可及び蜂群配置の適正等を図るための措置の実施に当たって参考となる科学的知見等の蓄積に向け、全国規模で行う蜂群配置調整の適正化に向けた関連データの蓄積・活用データの検討、地域単位で行う蜜源植物の植栽及び植栽状況等の実態把握の取組等を支援。</p>	<p>令和4年3月24日</p>	<p>令和3年度当初予算において、蜂群配置調整の適正化に向けた関連データの蓄積・活用等を支援するため、養蜂等振興強化推進事業の予算額を大幅に拡充。 当該事業の活用により、全国段階では蜜源関連データの収集や地図情報データの作成に向けた調査が行われ、地域段階では蜜源植物の植栽や実態把握に向けた植栽状況調査が行われた。 令和3年度の事業により得られた科学的知見等について、令和4年3月24日に「養蜂関連データの蓄積・活用に関する情報交換会」を開催し、都道府県に情報提供を行った。</p>	



管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
49	地方	土地利用(農地除規制緩和)	森林法に基づく固定資産課税台帳による森林所有者等に関する情報に関する規制緩和	森林法に基づく固定資産課税台帳に記録されている森林所有者に関する情報については、同法が施行される平成24年4月1日以降に新たに森林の土地の所有者となった者に限らず、登記簿と異なる台帳記載情報について行政機関の内部で活用できるようにすること。	【現行制度】行政機関内部で森林所有者等に関する情報を利用する場合、森林法第10条の7の2に規定する森林の土地の所有者に関する情報のうち、税務部局が調査した結果知り得た情報については、同法が施行される平成24年4月1日以降、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる課税台帳記載情報に限り、地方税法第22条の守秘義務が課される情報に該当しないこととされている。【支障事例】森林法第10条の8第1項の伐採届について、伐採業者等が立木を買い受けて伐採する場合には伐採業者等と所有者が共同で届出書を提出することとされている。当該届出書の記載内容と森林部局で把握している情報と不一致があった場合、固定資産課税台帳により確認を行おうとしても上記のような制限がかかるため、受理等の作業の遅延や、受理自体ができない事態が発生している。また森林経営管理法において、経営管理意向調査を行う際に調査が円滑に進まないことが懸念されるなど、当該法律に基づく制度の適切かつ円滑な運用にも今後支障が出る可能性がある。	平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる台帳記載情報も活用が可能になることで、地方自治体の事務の効率化・迅速化に繋がるだけでなく、森林法や森林経営管理法の目的である森林の適切な管理や経営にも資する。	森林法第10条の7の2、第191条の2第1項、森林法に基づく森林所有者等に関する情報に関する情報利用等について(平成23年4月22日付け23林登計第26号)、固定資産課税台帳に記録されている森林所有者に関する情報の利用について(平成24年3月26日付け24林登計第342号)	総務省、農林水産省	福井市		<p>○各種補助事業で行う森林整備にあたり、所有者不明森林が存在した場合、固定資産課税台帳を利用した探索を試みても上記の制限がかかるため、その探索に大きな努力を費し、森林の適切な整備や管理にも支障が出ている。</p> <p>○森林整備の集約化事業を進めるにあたり、土地の所有者情報を調査していく必要があるが、その際、情報として頼れるのは土地登記簿のみである。そのため、現住所が変更になっていたり、亡人名義のままの場合、追跡調査が必要となるが、戸籍や住民情報の照合のみでは、現住所者の特定ができず、かつ税務課の納税義務者情報等も有効な手がかりとなるのだが、平成24年4月1日以降に新たに森林の所有者となった者に限定してしまうと、事務が円滑に進まないことが今後も懸念される。本年度より「林地台帳制度」や「森林経営管理法」も施行されたため、早急な制度改正が求められる。</p> <p>○固定資産課税台帳に記録されている森林所有者等に関する情報の利用について、平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の登記簿と異なる台帳記載情報についても、行政機関の内部で活用できるようにすることは、当市において森林整備を円滑に行う上で有効であると考え、令和元年度から新たに林地台帳制度が始まり、制度をより有効に活用していくため、さらに税情報を活用できる範囲を広げ、林地台帳にも登記簿と異なる課税台帳記載情報を記載できるようにしていただきたい。同じく令和元年度から市町村への課金が始まった森林環境課と税を財源とする「新たな森林管理システム」も始まり、森林整備に円滑につなげて行くために税情報の活用範囲の拡大の必要性が益々高まっている状況がある。</p> <p>○平成31年度から施行された森林経営管理法では、適切な経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の意向調査を実施することとなっている。都道府県が直接実施する事務ではないが、管内の市町村が事務を行う際に、登記情報だけで森林所有者を特定することが困難なケースが想定され、固定資産課税台帳の利用が有効である。</p> <p>○平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる固定資産台帳情報は現行制度では活用できないので、今後森林経営管理法における森林所有者への意向調査を行うことや林地台帳の精度向上のための調査に支障が出ることを懸念している。</p> <p>○森林法第191条の4に定める林地台帳において、台帳の所有者情報(現に所有する者の情報)と更新にあたっては、固定資産課税台帳の情報が重要な情報源となるが、林務部局で得られるその情報に制限があるため、台帳を更新し精度を向上させることができない。結果的に森林法施行令第10条に定める林地台帳の情報提供にあたっては、依頼者に正確な情報を提供することができず、森林施策の適切な実施や集約化の推進の支障となっている。その他、森林所有者の正確な情報が不足していることにより、森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の運林の届出の受理事務や、森林経営管理法第5条の所有者意向調査等の事務の遂行に支障となっている。</p> <p>○森林法第191条の5第2項に、「市町村は、森林の土地に関する情報の活用の促進に資するよう、林地台帳のほか、森林の土地に関する、地図を作成し、これを公表するものとする」と規定されているが、林小班が存在しない土地情報は固定資産課税台帳から取得することができず、林小班周辺の用地状況が把握できないため、林小班が存在しない土地の地番および用地境界の情報も取得できるよう規制を緩和してほしい。</p> <p>○当市では伐採届、森林の土地の所有者届の受理等、森林所有者の特定をする際に森林簿や登記簿謄本で確認を行っているが、相続等による登記が行われていない土地もあることから、必ずしも現所有者と一致するものではなく、所有者の特定に時間を要している現状である。</p> <p>○提案市が挙げている支障事例に加え、当市においては次の事例について支障がある。森林法の規定において、令和元年度より公表することとされている「林地台帳」の整備において、森林所有者情報の精度向上に支障がある。また、市町村森林整備計画の作成にあたり、森林所有者等の意見を徴取する場合において、森林所有者情報が必要となるが、その精度向上は効率的な事務の実行に向けて必須事項と言える。</p> <p>○森林経営管理制度を推進するためにも必要な、市町村で整備する林地台帳の森林所有者情報等の精度向上のためにも固定資産課税台帳情報の活用が必要であり、また、森林経営管理法において、森林所有者が不明なことが明らかになった森林は、市町村が所定の探索を行った上で公告、裁定を経て経営管理積算計画を作成することとなるが、固定資産課税台帳が利用できれば所有者が分かる場合であっても、上記の制限から所有者不明森林として扱うことになってしまい、当制度を適切に運用していく上で支障になりかねない。</p> <p>○平成24年4月1日以降、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる課税台帳記載情報に限り、地方税法第22条の守秘義務が課される情報に該当しないこととされているが、平成24年4月1日以降に新たに森林の土地所有者となった者の情報か、(土地の所有者となった旨の届出義務がない)所有権を移転せず変更された住所が判別できないことから、税務部局からの提供を受けることができていない。そのため、経営管理意向調査を行う際の森林所有者の調査が円滑に進まないことが懸念される。</p> <p>○森林法第191条の4により、各市町村は1筆の森林の土地ごとにその森林の土地に関する事項を記載した林地台帳を作成することとされている。その記載事項の一つとして「現に所有している者・所有者とみなされる者」があり、当市においては税務部局と検討を進めたが、法的に認められているのは平成24年4月1日以降に新たに森林の土地の所有者となった者の課税情報のみとされているため、情報提供を受けられなかった。そのため、市で独自に調査票を森林所有者へ送付し、調査を行った。送付先の特定のためには法務局の登記簿情報を使用するしか方法がなく、情報が古いため発送に至らないか、発送しても宛先不明で返送されて来るものも多くあった。調査票が所有者へ届き、市へ提出があったとしても、指定した記入方法を無視した記述が多いため、回答内容にバラつきがあり、取りまとめる作業が膨大である。平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる固定資産課税台帳記載情報も活用が可能になることで、データによる情報の整理が可能で、作業の軽減や誤った情報整理も避けることができる。林業専用道整備事業においては、所有者不在の場合には、説明会などで情報収集し、所有者と関わりのある者などの情報を得ているが、上記情報の活用が可能であれば、円滑な事業遂行が可能である。</p> <p>○県内においても、税務部局から林地台帳担当部局に対して、平成24年3月31日以前の情報が提供されない市町村があるところである。森林経営管理法において、市町村が行う経営管理意向調査等が円滑な推進に支障となることも懸念されることから、制度の改正を望む。</p> <p>○当市でも、今後実施予定の森林経営管理法に基づく経営管理意向調査において、郵送物の返戻があった際に、調査が円滑に進まないなど支障が出る可能性があるが、森林経営管理法の運用に伴う事項について固定資産課税台帳の情報の行政内部での活用を求める規定が必要。</p>	【総務省】 私人に係る地方税情報については、当該私人の秘密を保護するため、地方税法第22条に基づく守秘義務が課されている。 平成24年4月1日以後に森林の土地の所有者となった者に係る情報については、同日以後に新たに森林の所有者となった者は市町村林務部局に届出義務があるため、本人と林務部局の間で秘密には当たらないと解されて、情報の内部利用が可能と整理されてきたこと。 平成24年3月31日以前に所有者となった者に関する情報については情報提供を可能とするには、個別法において一定の整理が必要となるため、今後、提案内容を詳細に確認しつつ、森林法・森林経営管理法を所管する林野庁で検討いただき、それを踏まえて協議の上、対応を検討してまいりたい。 【農林水産省】 現行制度では、固定資産課税台帳の情報については、個人情報保護等の観点から地方税法第22条による守秘義務が課されており、その例外として位置づけられた場合のみ利用ができること。固定資産課税台帳の情報の利用については、森林法や森林経営管理法の運用に有効であると考え、利用を可能とするためには、その利用が守秘義務の例外として位置づけられるなど、一定の整理が必要であることに加え、固定資産課税台帳の情報の取扱は総務省の所管事項であるため、今後、提案内容の詳細を確認しつつ、総務省とも協議の上、対応を検討してまいりたい。	平成24年3月31日以前分に係る所有者把握等に膨大な事務量が発生しているため、森林の集約化等林業経営の効率化に支障が生じているという現状がある。また、森林経営管理制度における所有者不明森林に係る公告に関して、税務部局で所有者を把握しているにも関わらず、林務部局で「所有者不明森林」として公告することが起こり得、同一市町村長が異なる対応をとることに対しての懸念もある。以上のことから、是非とも前向きに検討いただきたい。		



各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 令和元年12月23日閣議決定(記載内容) ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【須賀川市】 林野庁の検討した意見等を基に農林水産省と総務省が協議し、総務省が主体となり、本事項に係る規制緩和を早急に推進していただきたい。</p> <p>【熊本市】 平成24年3月31日以前に森林の所有者となった者に関する固定資産課税台帳の情報の利用については、森林法や森林経営管理法の運用に有効であることから、今後、利用を可能とするため、総務省と農林水産省が連携して、守秘義務の例外として位置づけるなど個別法において一定の整理を行っていただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>○市町村が中心となって適切な経営管理を行う森林経営管理法の制度の活用を促進するためにも、森林法に基づき固定資産税情報の内部利用を可能とする範囲について、平成24年以前以降で区別するべきではないか。</p> <p>○平成28年森林法改正による林地台帳制度の創設や、平成30年の森林経営管理法の成立など、近年、市町村において森林所有者を把握し、経営管理の意義が高まっている状況変化を勘察し、守秘義務によって保護される法益との比較衡量を改めて行い、情報提供できる範囲を見直すべきではないか。</p> <p>○空家等対策の推進に関する特別措置法や所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法においては、届出等の義務の有無にかかわらず固定資産税情報の内部利用が可能となっており、森林法においても同様の扱いとすることが可能ではないか。</p>	<p>平成24年4月1日以後に森林の土地の所有者となった者に係る税情報については、市町村林務部に届出義務があるため、本人と林務部の間で秘密には当たらないと解されて、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部が利用することが可能と整理されてきた。</p> <p>一方で、同年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者については、上述の届出義務がないことから、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部が利用できないこととされているところ。</p> <p>しかし、近年は、市町村が所有者情報を把握する必要性が高まっており、特に、所有者不明である場合には、探索に代わる手段に乏しいため、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部も利用できるようにすることへのニーズが高い。</p> <p>また、平成26年に成立した空家等対策の推進に関する特別措置法においては、空家の所有者等の探索等のため、土地・家屋等の所有者を把握する必要性が高いとされた一方で、現況が空家であるため所有者の把握が困難であり、情報把握のための代替手段に乏しいことから、保護法益との比較衡量において、所有者等情報を提供することに合理性が認められるものとして、届出義務の有無にかかわらず、税情報を市町村空屋対策担当部局が利用することを可能とする考え方が整理された。</p> <p>こうしたことから、市町村林務部が森林所有者の情報収集をより円滑にできるよう、このような考え方を参考に森林法等の改正を検討するとともに、これを踏まえた保護法益間の比較衡量を改めて行い、平成23年度以前からの森林所有者に係る固定資産課税台帳情報の内部利用を可能とすることについて検討してまいりたい。</p>	<p>5【農林水産省】 (5)森林法(昭26法249)及び森林経営管理法(平30法35)森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報(森林法191条の2第1項)については、森林法及び森林経営管理法に基づく事務等の円滑な実施に資するよう、森林法に林地台帳(同法191条の4第1項)における正確な記載を確保するための規定を整備する。また、地方公共団体が森林所有者等に関する地方税関係情報を内部利用することを可能とする。 (関係府省：総務省)</p>	法律	令和2年6月10日 (第10次地方分権一括法の公布及び施行日)	<p>第10次地方分権一括法により措置済み。 (森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報(森林法(昭和26年法律第249号)第191条の2第1項)については、森林法及び森林経営管理法に基づく事務等の円滑な実施に資するよう、森林法に林地台帳(同法第191条の4第1項)における正確な記載を確保するための規定を整備した。また、地方公共団体が森林所有者等に関する地方税関係情報を内部利用することを可能とした。)</p> <p>以上の措置を踏まえ、林野庁において以下の通知の一部改正を行い、令和2年6月15日に施行した。 「林地台帳制度の運用について」(平成29年3月29日付け28林整計第395号林野庁長官通知) 「森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用について」(平成23年4月22日付け23林整計第26号林野庁長官通知) 「林地台帳制度の運用上の留意事項について」(平成29年3月29日付け28林整計第400号林野庁森林整備部計画課長通知) 「固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について」(平成24年3月26日付け23林整計第342号林野庁森林整備部計画課長通知)</p> <p>また、総務省において、次の通知を令和2年6月15日に施行した。 「固定資産課税台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報の取扱いについて」(令和2年6月15日付け総務省自治税務局固定資産課税課長通知)</p>	



管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係所管	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
64	B	地方規制緩和(農地除)	土地利用(農地除)	森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の登録と異なる台帳記載情報について、行政機関の内部で利用できるようにする。	【現行制度】固定資産課税台帳記載情報の内部利用については、平成24年4月1日以降に森林の土地の所有者となった者の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる情報に限って、税務部局から提供を受けることができるとされている。【支障事例】森林経営管理法において、森林所有者が不明であることが明らかにされた森林は、市町村が所定の探索を行った上で公告、裁定を経て経営管理集積計画を作成することとなるが、固定資産課税台帳が利用できれば所有者が分かる場合であっても、上記の制限から所有者不明森林として扱うことになってしまう、当制度を適切に運用していくうえで支障になりかねない。また、森林法第193条の規定に基づき、補助事業(森林環境保全整備事業等)を行う林道の整備にあたり、その際に必要な用地(林道用地、残土処理場等)は、森林所有者から無償で使用するための「土地使用承諾書」を提出してもい聞取している。所有者不明森林が存在した場合、固定資産課税台帳を利用した探索を試みても上記の制限がかかるため、その探索に大きな労力を費やし、結果としてやむを得ず一部ルートを変更する事例もあるなど、森林の適切な整備や管理にも支障が出ている。	平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の固定資産課税台帳記載情報が利用可能になることで、地方自治体の事務が効率化し、森林法や森林経営管理法を円滑に運用することができる。	森林法第10条の7の2、第191条の2、森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について(平成23年4月22日付け23林整計第26号)、固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について(平成24年3月26日付け23林整計第342号)	総務省、農林水産省	高知県、北海道、徳島県、香川県、愛媛県、安芸市、四万十市、香美市、大豊町、佐川町、横原町	高知県、北海道、徳島県、香川県、愛媛県、安芸市、四万十市、香美市、大豊町、佐川町、横原町	〇固定資産課税台帳に記載されている森林所有者等に関する情報の利用について、平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の登記簿と異なる台帳記載情報についても、行政機関の内部で利用できることは、各市町村において森林整備を円滑に行う上で有効であると考え、令和元年度から新たに林地台帳制度が始まり、制度をより有効に活用していたため、さらに税情報を活用できる範囲を広げ、林地台帳にも登記簿と異なる課税台帳記載情報を記載できるようにしていただけた。同じ令和元年度から市町村への課金が始まった森林環境課与税と財源とすることができる「新たな森林管理システム」も始まり、森林整備に円滑につながり、同じく税情報の活用範囲の拡大の必要性が益々高まっている状況がある。〇平成31年度から施行された森林経営管理法では、適切な経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の意向調査を実施することとなっている。都道府県が直接実施する事務ではないが、管内の市町村が事務を行う際に、登記情報だけで森林所有者を特定することが困難なケースが想定され、固定資産課税台帳の活用が有効である。〇平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる固定資産台帳情報は現行制度では活用できないので、今後森林経営管理法に定める森林所有者への意向調査を行うことや林地台帳の精度向上のための調査に支障が出ると思われる。〇平成24年度以降、新たに森林の所有者となった者の届出面積は、国有林全体の0.7パーセント(平成28年度末)に過ぎず、また平成28年度に地籍調査を実施した結果では、登記簿で所有者が分からない森林は、筆数で全体の約4割に及ぶ。現在、新たな森林管理システムにおいて、所有者不明森林に対する特例等が設けられていくが、本制度の核となる市町村の推進体制が課題とされる中、より円滑に林地の集約化を進めるため、固定資産課税台帳に関するすべての情報を市町村税務部局へ提供可能とする制度が必要である。〇森林法第191条の4に定める林地台帳において、台帳の所有者情報(現に所有する者の情報)の更新にあたっては、固定資産課税台帳の情報が重要な情報源となるが、林務部局で得られるその情報に制限があるため、台帳を更新し精度を向上させることができない。結果的に森林法施行令第10条に定める林地台帳の情報提供にあたって、依頼者に正確な情報を提供することができず、森林施策の適切な実施や集約化の推進の支障となっている。その他、森林所有者の正確な情報が不足していることにより、森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の受理事務や、森林経営管理法第5条の所有者意向調査等の事務の遂行に支障となっている。〇森林法第191条の5第2項に、「市町村は、森林の土地に関する情報の活用の促進に資するよう、林地台帳のほか、森林の土地に関する、地図を作成し、これを公表するものとする」と規定されているが、林地台帳が存在しない土地情報は固定資産課税台帳から取得することができます。林地台帳周辺の用地状況が把握できないため、林地台帳が存在しない土地の地番および用地境界の情報も取得できるよう規制を緩和してほしい。〇提案者が挙げている支障事例に加え、各市町村においては次の事例について支障がある。森林法の規定において、令和元年度より公表することとされている「林地台帳」の整備において、森林所有者情報の精度向上に支障がある。また、市町村森林整備計画の作成にあたり、森林所有者等の意見も徴収する場合において、森林所有者情報の精度向上は効率的な事務の実行に向けて必須事項と言える。〇森林経営管理制度を推進するためにも必要な、市町村で整備する林地台帳の森林所有者情報等の精度向上のためにも固定資産課税台帳情報の活用が必要であり、また、森林経営管理法において、森林所有者が不明であることが明らかになった森林は、市町村が所定の探索を行った上で公告、裁定を経て経営管理集積計画を作成することとなるが、固定資産課税台帳が利用できれば所有者が分かる場合であっても、上記の制限から所有者不明森林として扱うことになってしまう、当制度を適切に運用していく上で支障になりかねない。〇「森林簿」の森林所有者情報の精度が低いことに加え、自動努力のみでは森林所有者の把握に限界があることから、森林経営計画の森林所有者と森林簿の森林所有者が異なる場合がある。森林法第191条の2(死亡、離散又は分割の場合の包括承継人に対する努力等)の中で、同項の包括承継人は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長にその届出書を提出しなければならないとなっている。しかし、平成24年4月1日以前に包括承継された場合は、施行日前に所有権を取得していることから、土地の所有者の届出の義務が生じないため、森林法第191条の2に該当しない。そのため、包括承継人の届出の添付資料として登記事項証明その他の原因を証明する書面の提出が必要でないことから包括承継人の確認が申請書のみ確認となる。その結果、森林経営計画と森林簿が異なった状況で包括承継人の届出のみで森林施策の集約化や路網の整備を進めることとなり、包括承継が確実に実行されていない場合、森林経営により農業同意や収益の分配などで支障が生じている。各市町村でも、森林経営管理法第5条の経営管理意向調査を行う上で、相続がなされていない森林が多い中で、現状の法律では調査に支障をきたす可能性がある。そこで、経営管理意向調査を円滑に進めるため、平成24年3月31日以前の税務部局から当該登記簿と異なる台帳記載情報の提供を受けることができるように規制緩和を求める。〇平成24年4月1日以降、新たに森林の土地の所有者となった者の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる課税台帳記載情報に限り、地方税法第22条の守秘義務が課される情報に該当しないこととされているが、平成24年4月1日以降に新たに森林の土地所有者となった者の情報か、(土地の所有者となった者の届出義務がない)所有者権を移転せず変更された住所が判別できないこととことから、税務部局からの提供を受けることができない。そのため、経営管理意向調査を行う際の森林所有者の調査が円滑に進まないなどが懸念される。〇以下の支障が生じている。①森林経営管理法の円滑な実施に支障を来す恐れがある。②伐採届出制度における、森林所有者の確認に多大な時間を要するため、事務処理の適切な実施に支障が生じている。③地域林政の実施のための基礎データとして、使える「林地台帳」・「森林簿」にしていくためには、必要不可欠なもの認識。④町有林の管理・整備に当たって、隣接所有者探索に多大な時間と労力を要している。〇森林法第191条の4により、各市町村は1筆の森林の土地ごとにその森林の土地に関する事項を記載した林地台帳を作成することとされている。その記載事項の一つとして現に所有している者・所有者とみなされる者があり、各市町村においては税務部局と検討したが、法的に認められているのは平成24年4月1日以降に新たに森林の土地の所有者となった者の課税情報のみとされているため、情報提供を受けられなかった。そのため、市で独自に調査票を森林所有者へ送付し、調査を行った。送付先の特定のためには法務局の登記簿情報を使用するしか方法がなく、情報が古いため発送に至らないか、発送しても宛先不明で返送されて来るものが多くあった。調査票が所有者へ届き、市へ提出があったとしても、指定した記入方法を無視した記入が多いため、回答内容にバラつきがあり、取りまとめる作業が膨大である。平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる固定資産課税台帳記載情報も活用が可能になることで、データによる情報の整理が可能で、作業の経理や誤った情報整理も減らせることができる。林業専用道整備事業については、所有者不在の場合には、説明会などで情報収集し、所有者と関わりのある者などの情報を得ているが、上記情報の活用が可能であれば、円滑な事業遂行が可能である。〇大規模集約型林業のモデル実施を進めるにあたり、事業同意の取得に向けた森林所有者調査を行っているが、登記簿に記載されている所有者(平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者)が死亡等しており、記載住所が本籍地でない場合、固定資産課税台帳が利用できなければ追跡が困難となっている。〇県内においても、税務部局から林地台帳担当部局に対して、平成24年3月31日以前の情報が提供されない市町村があるところである。森林経営管理法において、市町村が行う経営管理意向調査等が円滑に進むに支障となることも懸念されることから、制度の改正を望む。〇各市町村でも、今後実施予定の森林経営管理法に基づく経営管理意向調査において、郵便物の返戻があった際に、調査が円滑に進まないなど支障が出る可能性があり、森林経営管理法の運用に伴う事項について固定資産課税台帳の情報の行政内部での活用を求める規定が必要。	【総務省】私人に係る地方税情報については、当該私人の秘密を保護するため、地方税法第22条に基づく守秘義務が課されている。平成24年4月1日以後に森林の土地の所有者となった者に係る情報については、同日以後に新たに森林の所有者となった者は市町村林務部局に届出義務があるため、本人と林務部局の間で秘密には当たらないと解されて、情報の内部利用が可能と整理されてきたこと。平成24年3月31日以前に所有者となった者に関する取情報については、情報提供を可能とするには、個別法において一定の整理が必要となるため、今後、提案内容を詳細に確認しつつ、森林法・森林経営管理法を所管する林野庁で検討いただき、それを踏まえて協議の上、対応を検討してまいりたい。【農林水産省】現行制度では、固定資産課税台帳の情報については、個人情報保護等の観点から地方税法第22条による守秘義務が課されており、その例外として位置づけられた場合のみ利用ができること。固定資産課税台帳の情報の利用については、森林法や森林経営管理法の運用に有効であると考え、利用を可能とするためには、その利用が守秘義務の例外として位置づけられるなど、一定の整理が必要であることに加え、固定資産課税台帳の情報の取扱は総務省の所管事項であるため、今後、提案内容の詳細を確認しつつ、総務省とも協議の上、対応を検討してまいりたい。	これまで森林法に規定する事務等を円滑に遂行するため、林地台帳の整備等を行い森林所有者の把握に努めてきたところだが、相続登記がなされていないことや住所移転等の理由により、森林所有者を正確に把握できていないところがある。そのような中、これまでの森林法に基づく伐採・造林届など各種届出業務があるため、本人と林務部局の間で秘密には当たらないと解されて、情報の内部利用が可能と整理されてきたこと。平成24年3月31日以前に所有者となった者に関する取情報については、情報提供を可能とするには、個別法において一定の整理が必要となるため、今後、提案内容を詳細に確認しつつ、森林法・森林経営管理法を所管する林野庁で検討いただき、それを踏まえて協議の上、対応を検討してまいりたい。		



各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 令和元年12月23日閣議決定(記載内容) ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【須賀川市】 林野庁の検討した意見を基に農林水産省と総務省が協議し、総務省が主体となり、本事項に係る規制緩和を早急に推進していただきたい。</p> <p>【福井市】 税務部局において所有者の所在等を把握しているにも関わらず、林務部局においては、調査の結果次第で「所有者不明森林」として公告を行うことも想定され、場合によっては、同一市町村長が異なる対応をとることとなる。その結果、行政機関に対する不信感や土地所有者からの苦情等につながることも懸念される。 以上のことから、是非とも前向きに検討いただきたい。</p> <p>【五島市】 本年度から森林経営管理法に基づく森林経営管理制度がスタートし、意向調査を郵送等により実施していきますが、大部分が所在不明等の理由により返送されることが予想されます。所有者を確定させ森林整備に繋げるためにも固定資産税情報の活用が必要になるので、今後とも継続してご検討下さいますようお願いいたします。</p> <p>【熊本市】 平成24年3月31日以前に森林の所有者となった者に係る固定資産課税台帳の情報の利用については、森林法や森林経営管理法の運用に有効であることから、今後、利用を可能とするため、総務省と農林水産省が連携して、守秘義務の例外として位置づけるなど個別法において一定の整理を行っていただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求め。</p>	<p>○市町村が中心となって適切な経営管理を行う森林経営管理法の制度の活用を促進するためにも、森林法に基づき固定資産税情報の内部利用を可能とする範囲について、平成24年以前以降で区別すべきではないか。</p> <p>○平成28年森林法改正による林地台帳制度の創設や、平成30年の森林経営管理法の成立など、近年、市町村において森林所有者を把握し、経営管理の意義が高まっている状況変化を勘察し、守秘義務によって保護される法益との比較衡量を改めて行い、情報提供できる範囲を見直すべきではないか。</p> <p>○空家等対策の推進に関する特別措置法や所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法においては、届出等の義務の有無にかかわらず固定資産税情報の内部利用が可能となっており、森林法においても同様の扱いとすることが可能ではないか。</p>	<p>平成24年4月1日以後に森林の土地の所有者となった者に係る税情報については、市町村林務部局に届出義務があるため、本人と林務部局の間で秘密には当たらないと解されて、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部局が利用することが可能と整理されてきた。</p> <p>一方で、同年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者については、上述の届出義務がないことから、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部局が利用できないこととされているところ。</p> <p>しかし、近年は、市町村が所有者情報を把握する必要性が高まっており、特に、所有者不明である場合には、探索に代わる手段に乏しいため、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部局も利用できるよにすることへのニーズが高い。</p> <p>また、平成26年に成立した空家等対策の推進に関する特別措置法においては、空家の所有者等の探索等のため、土地・家屋等の所有者を把握する必要性が高いとされた一方で、状況が空家であるため所有者の把握が困難であり、情報把握のための代替手段に乏しいことから、保護法益との比較衡量において、所有者等情報を提供することに合理性が認められるものとして、届出義務の有無にかかわらず、税情報を市町村空家対策担当部局が利用することを可能とする考え方が整理された。</p> <p>こうしたことから、市町村林務部局が森林所有者の情報収集をより円滑にできるよう、このような考え方を参考に森林法等の改正を検討するとともに、これを踏まえた保護法益間の比較衡量を改めて行い、平成23年度以前からの森林所有者に係る固定資産課税台帳情報の内部利用を可能とすることについて検討してまいりたい。</p>	<p>5【農林水産省】 (5)森林法(昭26法249)及び森林経営管理法(平30法35)森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報(森林法191条の2第1項)については、森林法及び森林経営管理法に基づく事務等の円滑な実施に資するよう、森林法に林地台帳(同法191条の4第1項)における正確な記載を確保するための規定を整備する。また、地方公共団体が森林所有者等に関する地方税関係情報を内部利用することを可能とする。 (関係府省:総務省)</p>	法律	令和2年6月10日 (第10次地方分権一括法の公布及び施行日)	<p>第10次地方分権一括法により措置済み。 (森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報(森林法(昭和26年法律第249号)第191条の2第1項)については、森林法及び森林経営管理法に基づく事務等の円滑な実施に資するよう、森林法に林地台帳(同法第191条の4第1項)における正確な記載を確保するための規定を整備した。また、地方公共団体が森林所有者等に関する地方税関係情報を内部利用することを可能とした。)</p> <p>以上の措置を踏まえ、林野庁において以下の通知の一部改正を行い、令和2年6月15日に施行した。 「林地台帳制度の運用について」(平成29年3月29日付け28林整計第395号林野庁長官通知) 「森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用について」(平成23年4月22日付け23林整計第26号林野庁長官通知) 「林地台帳制度の運用上の留意事項について」(平成29年3月29日付け28林整計第400号林野庁森林整備部計画課長通知) 「固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について」(平成24年3月26日付け23林整計第342号林野庁森林整備部計画課長通知)</p> <p>また、総務省において、次の通知を令和2年6月15日に施行した。 「固定資産課税台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報の取扱いについて」(令和2年6月15日付け総税調第39号総務省自治税務局固定資産税課長通知)</p>	



管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による直接的・間接的な向上、行政の効率化等)	模範法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支援事例		見解	補足資料
67	地方	農業・農村	農業次世代人材投資事業(経営開始型)では、経営開始直後の新規就農者(経営開始型)に対して、「経営・技術」(「農業資金」)「農地に関する課題を相談対応するサポートチームを交付対象者ごとに選任する運用の弾力化	農業次世代人材投資事業(経営開始型)では、経営開始直後の新規就農者(経営開始型)に対して、「経営・技術」(「農業資金」)「農地に関する課題を相談対応するサポートチームを交付対象者ごとに選任する運用の弾力化	年4回の直接訪問を抱き合わせで実施したり、個別訪問や電話等で対応するなど強力的な運用を可能にすることで、地域の実情に応じた柔軟なサポート体制を構築することができる。	年4回の直接訪問を抱き合わせで実施したり、個別訪問や電話等で対応するなど強力的な運用を可能にすることで、地域の実情に応じた柔軟なサポート体制を構築することができる。	農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)	農林水産省	青森県、山形市、黒石市、白河市、鹿沼市、川崎市、新潟市、福井市、長野県、長野市、京都市、大府、出雲市、高松市、熊本市、宮崎県、宮崎市	札幌市、盛岡市、山形市、白河市、鹿沼市、川崎市、新潟市、福井市、長野県、長野市、京都市、大府、出雲市、高松市、熊本市、宮崎県、宮崎市	〇本市では、昨年度36名の状況確認を行ったが、対象者との日程調整にかなり時間を要した。県、JA、農業委員会が構成されている。サポートメンバーのスケジュール調整にも時間を要している。また、交付対象者にとっても、すべての箇所の状況確認のため、日程が合わない場合も、作業を中断し対応する必要がある。農業者の掛けになっている。サポートチームも、もちろん他の業務をもっているため、何度も訪問となると、主の業務がおろそかになっていると思われる。農業者は、農業者が抱える「経営・技術」等の課題に適切に対応するため、都道府県、農業協同組合等の関係者で構成するサポートチームによるサポートを実施し、交付対象者のフォローアップを行うこととしている。	農業次世代人材投資事業(経営開始型)では、交付対象者の農業経営の開始及び定着をより重要なものとする観点から、交付主体である市町村は、その経営状況を把握するとともに、交付対象者が抱える「経営・技術」等の課題に適切に対応するため、都道府県、農業協同組合等の関係者で構成するサポートチームによるサポートを実施し、交付対象者のフォローアップを行うこととしている。	本提案では、サポートチームによる就農状況確認及び訪問指導に際し、交付対象者への指導を電話等による方法でも可能とするだけでなく、これらの指導を抱き合わせで実施する点についても求めていく。貴省から「訪問せずに電話等によるアドバイスを行うことも有効」との見解が示されましたが、就農状況の確認と訪問指導を抱き合わせで実施することで、毎年計4回実施している指導を年2回とする提案についても、ご検討いただけます。抱き合わせによる実施を求める理由として、現状、年4回の訪問の中で、農繁期で交付対象者が対応できない時期や積雪等で農場確認ができない時期、栽培開始前の時期等であったとしても訪問による確認又は指導を行わなければならない。本来期待されている指導内容が深まらない傾向にあり、その実効性に疑問を抱いている。また、指導に当たっては、事前に直近の状況や課題を把握した上で行う方が効果的ですが、その情報は就農状況確認が基となっており、訪問指導は就農状況確認と抱き合わせで実施する方が効果的と考えます。交付対象者は、普段から、サポートチームと連絡を取り合い、就農に關しアドバイスを受けております。従って、指導回数を一律に年4回として定めるのではなく、効果的かつ効果的なサポートを実施するため、交付対象者の状況に応じて、就農状況確認及び訪問指導を抱き合わせで実施することで指導回数を年2回にとした上で、従前通り、交付対象者からの相談は随時受け付けることにより、地域の実情に応じた柔軟なサポート体制を構築することが可能になるものと考えます。なお、貴省からの回答に記載された、交付情報等のデータベース入力作業等の業務を適切に執行することは必要と考えますが、平成29年度以降、年2回の訪問指導や中間評価等が加わったことにより業務量が大幅に増加し、データベース入力業務にも支障を来していることも一因と推察します。		



各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年度の地方からの提案等に関する対応方針 令和元年12月23日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。</p>		<p>本事業の経営開始型は、新規就農者の就農直後の経営が不安定な期間を支援し農業への定着を図ることを目的としており、本事業の趣旨を踏まえ、交付主体やサポートチームによる定期的な就農状況の現地確認や面談等に基づく課題把握及び指導は、新規就農者の早期の経営確立に向けて重要な役割を担っていると考えている。</p> <p>一方、市町村やサポートチームにおいて、年4回の訪問による現地確認や指導等の業務負担が大きいことも考慮し、交付対象者の就農状況や課題を適切に把握し、交付対象者の状況に応じた指導が適切に行われることを確保した上で、抱き合わせによる訪問回数の減少等も含めて、効率的かつ効果的なサポートに向けた運用改善を検討する。</p>	<p>5【農林水産省】 (1)農業人材強化総合支援事業 (ii)農業人材強化総合支援事業のうち、農業次世代人材投資事業(経営開始型)に係る就農状況の現地確認及びサポートチームの訪問については、現状のサポート体制に関する実態調査を行った上で、適切な指導等が確保されることを前提に、現地確認及び訪問の回数や方法の見直しを含め、効率的かつ効果的なサポート体制の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	通知等	令和3年3月	農業人材強化総合支援事業実施要綱(制定：平成24年4月6日付け23経営第3543号 農林水産事務次官依命通知)【最終改正：令和3年3月30日付け2経営第3016号】	



管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
90	B	地方地	農業・農地	旧農地法第74条の2の規定に基づき国から譲与された土地に基づき国から譲与された土地について、用途を廃止し、無償で国に返還することとなっているが、用途廃止までの手続きに長期を要するなどの理由から、手続きの簡素化を求め、国に返還せずに、都道府県知事の承認を受けて用途廃止する場合、一律に代替道路等の整備が条件とされているが、地域の実情に応じて、代替道路を整備せずとも返還不要とできるような運用等の見直しを求めている。	【現状】旧農地法第74条の2の規定により国から譲与された土地について、用途を廃止し、無償で国に返還することとなっているが、用途廃止までの手続きに長期を要するなどの理由から、手続きの簡素化を求め、国に返還せずに、都道府県知事の承認を受けて用途廃止する場合、一律に代替道路等の整備が条件とされているが、地域の実情に応じて、代替道路を整備せずとも返還不要とできるような運用等の見直しを求めている。	運用等の見直し等を行うことで、これまでよりも迅速に払い下げ等することが可能になり、地域の土地利用における利便性の向上及び行政の効率化に資する。	旧農地法第74条の2、第80条第1項、農地法関係事務に係る処理基準について別紙2第5(2)、平成12年6月1日12構改第404号、農地法関係事務処理要領の制定について4-1(3)ーア	財務省、農林水産省	宮城県		福島県、川崎県、京都府、鳥取県、愛媛県	○当団体でも、用途廃止申請まで至るケースは少ないが、農政局へ返還を要するケースとなるが、事前協議する案件は年2〜3件程度有り。譲与後に、周辺環境の要因(住宅が建つ等の市街化)が進んでいる箇所が多く、用途廃止する場合、譲与時点での農業用以外の公共的な利用(集落と取ぐための道路、隣接集落等の雨水排水のための水路として兼用など)を整理し、事前協議していることが多く、返還が生じた場合、通常の国有農地等と同様、財務省への所管換が必要であり、事前協議から所管換の完了までかなりの期間を要しているケースも多く、早期の土地有効活用之際には、支障が発生する可能性が高い。この制度が出来た時代背景と現代では、状況は大きく変わっており、道路又は水路自体が利用されていないケースも見られ、土地の有効活用という観点から、返還しなければならない条件を無効とする又は公共利用であれば返還は生じない等、大きく緩和することは有効と認識する。 ○公共事業等の事業用地に譲与対象地がきまれば、事業の円滑な実施を妨げる要因となることが想定されるため、手続きに要する期間が短縮されるよう、手続きの簡素化及び案件の権利移が必要。 ○譲与財産の国への返還やその後の処分にあたっては、土地の処分を要している。法定受託事務である以上、国の一定の関与が必要と性質であることから、農林水産省や財務省、譲与先である市町村等の関係機関と連携して、処分期間の短縮に努めていきたいと考えている。	【財務省】国有財産の管理及び処分にあたっては、財産の効用を全うさせ、常にその用途に有効に供する状態を保つことなどが必要である。このことから、国有財産法第9条の5において、「各省各庁の長は、その所管に属する国有財産について、良好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行なうなければならない」とされている。国有財産の売却や貸付を行う際に無用な支障が生じないよう、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などを確認していること。本件提案の事例においても、こうした観点から、同様の取扱いとしていところであるが、返還時の処分までの手続きが迅速やかに図られるように、引継ぎに当たり支障が生じた場合には、個別に相談を受けて、適切な対応に努めてまいりたい。 【農林水産省】売却等の処分にあたっては、境界確定等の手続きは不可欠であるため、これを不要とすることは困難。なお、手続きに長期を要することについては、迅速に行う観点からその実態を調査してまいりたい。また、農道等として使用することを条件に国有農地等を市町村等に無償譲渡したものであり、代替道路等を整備しないにもかかわらず、目的外で使用する場合に、国への返還を不要とすることは困難。	本提案の目的は、私下で要領等があった際に迅速な処分を可能とすることにあるが、現行制度では国へ返還する場合、代替道路を整備する場合、それぞれ期間を要し、事務も負担となっている。迅速な処分が可能となるよう、実態調査の結果を踏まえて、手続きの迅速化のための方策を検討したくとも、売却に伴う収益を国に返還する場合や、市町村、都道府県の公共事業等において当該国有財産を事業に輸入する際、事業が地域域外等に供すると認められる場合などについては、代替道路等の整備以外の方法によって、国への返還を不要とできる要件を追加できないか再度検討いただきたい。	
91	B	地方地	農業・農地	旧農地法第80条第1項の規定により農林水産大臣が「不要地認定を行った国有農地等について、国に認定を受け、当該土地を管理するよう運用の見直しを求め、	【現状】旧農地法第78条の規定により都道府県が管理する国有農地等のうち、農業上の利用に供しないものとして旧農地法第80条第1項の規定により農林水産大臣より「不要地認定」された国有農地等については、国に認定を受け、当該土地を管理するよう運用の見直しを求め、	不要地認定がされた筆について、法定受託事務による管理対象地から除外される等の制度改正がなされた筆については、都道府県における負担の削減につながる。	旧農地法第78条第1項、第2項、第80条第1項、旧農地法施行令第15条、第16条第1項	財務省、農林水産省	宮城県	福島県、新潟県、長野県、京都府、愛媛県	○当団体では、平成31年3月末現在、台帳に登録している国有農地は158筆、不要地認定済みの筆は半分も満たない。「平成31年までに国有農地を処分出来る状況にする。」という国の方針に基づき不要地認定や17条公告の処理を進めているが、旧所有者の特定等、古い文書を調査する必要がある。加えて境界確定を進める必要があり、課の体制からも同時に多くの筆を処理することは困難であり、大きくは進んでいない。財務省は、処分先が明確である道路や水路、払い下げ希望がある筆以外は、所管換を受けない又タンスであり、不要地認定や17条公告が完了しても、速やかに財産処分(所管換)につなげられないのが現状。加えて所管換の事前協議に時間を要し、さらに財務省側担当者の人事異動があった場合、再度最初から説明を求められることもしばしばあり、二度手間となるため負担が大きい。当該筆の担当職員も、殆どが他の業務とのかけ持ちであり、見回り、草刈業務発注後の履行確認、住民からの問合せ、境界確定申請の対応、財産処分のための自主的な境界確定等々、国有農地等の管理には多くの負担がかかっている。自作農創設などの目的を失い不要地認定された筆は、本来管理を目的としている財産とはなっており、財務省へ所管換手続きを進める上で、農林水産省が管理し、処分手続きを進めることが、適正かつ効率的である。 ○当県において不要地認定後の財務省への引継ぎに当たり、以下のような支障が生じている。 1 当県において管理している国有農地のうち不要地認定済みの土地は103筆あるが、引継後の処分先の目的がつかないものについては、財務省に引継ぎを受けてもらえないことから、県による管理が長く続くことであること。 2 買収時と同(管理者不明、地域住民が利用)が設置されている土地について、当該筆の移設又は補部分の分筆を求められている。移設は同の管理者が不明であることから難しく、分筆は、分筆後の土地が県管理のままとなることから、実施が難しい。結果として買収希望があるにもかかわらず、対応が停滞していること。 3 近年国土調査が実施された土地以外は、全て測量を求められていることから、測量予算の確保、測量の委託手続等に時間がかかること。 4 原則として買収希望がなければ引継ぎが行われないことから、買収希望者が現れた場合であっても、その時点から財務省への引継ぎ、財務省からの公売等の手続きが必要で、時間がかかることから、買収希望者の不利益にもつながっていること。 ○平成31年度末時点で、当県が管理している自作農財産344筆のうち198筆が不要地認定済み、農林水産省が既に農業利用目的に供さないと決めた土地であるにも関わらず、財務省への引継ぎが一向に進捗しないことから、本県において自作農財産の管理負担は提案果以上に大きい状況。管理者として、日頃の見回りや草刈り、不法占有の未然防止等の対応を行うだけでなく、けがられ等災害発生時のリスクも負っている。少なくとも不要地認定済みの自作農財産(国有地)については、農林水産省で直接管理するよう見直しをいただきたい。	【財務省】管理番号90において回答した通り、国有財産法第9条の5の規定に基づき、各省各庁は国有財産の適正な方法による管理及び処分を求められ、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされていることを確認の上、引継ぎを行っている。一方で、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされていれば、ご指摘の処分先の目的がつかないことをもって財産の引継ぎを受けないという取扱いはなっていない。また、今般の提案を受けて、再度、全財務局等に対し、処分目的が立たないことを理由に当省が引継ぎを受けないといったことがないよう周知徹底することとしている。なお、不要地認定された土地を法定受託事務による管理対象地から除外するかの検討については農林水産省において検討される事項であること。 【農林水産省】国有農地等は、農地改革以降、都道府県知事が取得・売渡しを行いながら管理してきたおり、その経緯や現場の状況を踏まえた管理を行ったため、都道府県知事の法定受託事務(国費による管理費を充当)しているところ。そのため、要領の土地について、都道府県の管理対象地から除外することは困難。一方で、引継ぎに時間を要している点については、引き続き円滑に引継ぎが行われるよう努めてまいりたい。	当県に限らず、引継ぎに係る書類等が全て整っているものでも、財務省への引継ぎが行われない土地を抱えた自治体はあると考えている。全財務局等に対し、処分目的が立たないことを理由に引継ぎを受けないといったことがないよう速やかに周知徹底していただきたい。また、農林水産省から「その経緯や現場の状況を踏まえた管理を行うこと」法定受託事務としての回答があったが、県からは不要地調査提出の際、対象地の経緯や現場の状況を農政局へ説明しており、国も「その経緯や状況を踏まえた」上で不要地認定を行っている。そのため、不要地認定後は国においてその経緯や状況を踏まえて管理を行うことが可能であり、国により不要地認定された土地を旧農地法による法定受託事務として県が管理を続けなければならない理由はないので、不要地認定を行った国有農地等について、国において管理できないか再度検討願いたい。		
102	B	地方地	農業・農地	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に定める市町村計画を策定できる市町村の基準を見直し、「飼養密度」の基準を満たさなくても策定できるようにすること。	【現状】酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画については、省令で定める市町村区域内の飼養頭数や飼養密度(当該市町村の区域内において酪農経営又は肉用牛経営を営む者の総数をその区域内において耕作又は畜産の事業を行う者の総数で除した数が〇・〇以上であること)等の基準に適合する場合に、作成することができ。近年、畜産農家については、生産基盤強化の結果、大規模化が進み、1戸あたりの飼養規模は拡大しているものの、飼養戸数が減少していることから、区域内の飼養頭数の要件は満たしているにもかかわらず、飼養密度の要件を満たさないため、計画を作成できない市町村が存在する。実際に、計画を作成できるA市の7倍の頭数を飼養するB市や、計画を作成できるA市の3倍の頭数を飼養しつつ養畜戸数も上回っているC市が計画を作成できないといった状況にある。これらの中には現に計画策定のニーズを有している市町村が存在する。計画を作成できないことで、近代的な酪農経営及び肉用牛経営を育成してゆくのに適した市町村と認められず、個別の補助事業対象にならないといった支障が生じており、市町村が、規模拡大を進めながら、畜産振興を図る上での障害となっている。	市町村が新たに計画を作成することで、規模拡大を進めながら、畜産振興を図ることができる。	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第2条の4 同法施行令第1条の3 同法施行規則第2条の2	農林水産省	岡山県、中国地方知事会	中国地方知事会、中国地方知事会	川崎県、京都府	○当団体内でも、一部の市において飼養密度が要件を満たさず、計画を策定できない状況が出てくる可能性があり、当該市には今後の中核的な担い手となる畜産農家も存在するため、今後の畜産振興施策に支障が出る可能性がある。 ○本県においては、今のところ酪農・肉用牛とも計画が作成できないといった事例はない。各々の市町村で諸条件は異なり、畜産を振興したい市町村を飼育密度のみで除外することは不適と考えられるため、弾力的な運用をお願いしたい。	本法では、酪農及び肉用牛生産の合理的な発展を図るのにふさわしい市町村に必要最低限の条件を定めるとともに、その市町村に対して重点的な施策展開を図ることを目的として市町村計画を作成することができる市町村の基準を定めている。このうち、「飼養密度」の基準については、乳牛又は肉用牛の飼養頭数が多くてもその飼養農家が極端に少ない場合を除外し、近代的な酪農経営及び肉用牛経営を多数育成してゆくのに適した市町村において酪農及び肉用牛生産の近代化を重点的に進めるために設けている。なお、一部の補助事業では、重点的な施策展開を図るため、市町村計画の作成を要件としているが、例えば、強い農業・担い手づくり総合支援交付金では市町村計画を作成した市町村の区域内又は都道府県知事が適当と認める市町村の区域内を事業実施地域と定めるなど、補助事業毎に一定の配慮を行っている。	本提案に係る「飼養密度」の基準については、「耕作又は畜産の事業を行う者の総数を分母とする畜産経営の割合」としており、旧酪農振興法が昭和40年6月に改正された当時定められた(昭和58年5月)肉用牛を追加し、内容も制定当時のままと認識している。また、本基準は「飼養農家が極端に少ない場合を除外」するためであるが、基準を満たすA市を飼養農家の数で上回っているB市であっても、農業者の総数が上回っているために飼養密度が下回り、要件を満たさなくなっている状況がある。市町村計画の作成を要件としているのは、畜産経営と同様に酪農や新規就農による増産に加え、市町村合併等の畜産振興施策とは関係のない事象により大幅に変動する。全国的な傾向でも酪農経営体数に比べ乳牛及び肉用牛の飼養戸数の減少割合が多く、今後、要件を満たさなくなる市町村が増加することが見込まれる。市町村において酪農経営及び肉用牛経営を多数育成していくことは重要と認識しているが、小規模の酪農及び肉用牛経営が多数確立していく中で、地域の生産基盤を維持・強化していくためには、地方の判断により、中核的な畜産経営の規模拡大等の取組を進められるようにすべきである。なお、補助事業の要件への配慮については認識しているが、弱体化が進む本県の酪農・肉用牛の生産基盤の維持・強化を図るため、意欲ある市町村が本計画を策定し、市町村独自の取組を進めることは効果的であると考えており、本計画の策定を取り遅く状況が変化するなかで基準の見直しを求めているものであり、再度、農水省にご検討をお願いしたい。	



各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門委員会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年度の地方からの提案等に関する対応方針 令和元年12月23日開催決定 対応方針 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○過去に市町村等に譲与された土地については、実態調査の結果、現行の手続においては、地域住民から払下げ要望があった場合や、公共事業用地となった場合においても迅速に処分が行っていない実態が明らかになった場合には、売却益を国に返還することを前提に市町村等が自ら処分することを可能とするなど、事務負担に配慮しつつ迅速な処分を可能とするための方策を検討するべきではないか。	【財務省】 各財務局等における国有農地等の引継ぎの実態について調査した結果、処分 の旨が立たないことを理由に引継ぎを受けないという取扱いが確認できな かった。 他方、提案団体を含む各地方公共団体より改善要望が出されていることから、 ・境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされてい れば、処分先の目途がつかないことをもって財産の引継ぎを受けないという取扱い とはなっていないこと ・国有農地の引継ぎについて円滑に処理を進めること ・引継ぎ事務の迅速化の観点から、国有農地等の引継ぎ事務の明確化、事務処 理期間の標準化等 について、年内に各財務局等、地方農政局及び地方公共団体に対して、書面によ り周知徹底を図ることとした。 【農林水産省】 市町村等に譲与された土地について、用途廃止に伴う国への返還や代替道路 等の設置に向けた手続の期間等の実態調査の結果、地域住民から払下げの要 望があった場合や公共事業用地となった場合の国への返還から処分までの手 続が長期を要している場合は、その要因を踏まえ、迅速な手続が行われる よう必要な事務の明確化等を図ることにより運用の改善を図る。 また、譲与した農業用の道路等の代替道路等の設置については、譲与した道路 等が公共事業用地等となった場合に必要な道路等が、農業用以外であっても当 該地域の住民の生活上必要な道路等として公共的性格があると認められる場 合は、代替道路等として取り扱うことができるよう取扱いを明確化する。 なお、売却益を国に返還することを前提に市町村等が自ら処分することを可能と することについては、譲与した土地は、国費で買収した国民共有の財産であり、 地域の農業生産や生活に必要な公共施設であるから無償で市町村等に譲与し ているものであり、それを用途廃止する場合は、国有財産として適正な方法で処 分を行う必要があることから、慎重な対応が必要と考えている。	5【農林水産省】 (1)国有財産法(昭23法73)及び農地法(昭27法229) (2)市町村等が国から譲与を受けた道路等(農地法等の一部を 改正する法律1条による改正前の農地法74条の2第1項)につ いて、公共的性格があると認められる道路等の設置は、農業用以 外であっても、農業者も利用できるものである場合は、代替道路 等の設置に該当し、国への返還を要さず用途廃止が可能であ ることを地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年11月29日付け農林水産省経営局長通知)]	通知	令和元年11月29日	「農地法関係事務処理要領の制定について」 の一部改正について(令和元年11月29日付 け農林水産省経営局長通知)	
【新潟県】 農林水産省は、都道府県の法定受託事務としている理由を「経 緯や現場の状況を踏まえた管理を行うため」としているが、国有 農地等の不実地認定手続きの際は、誰が対象地に係る経緯 や現場の状況を十分に説明し、国(地方農政局)はその状況を 理解した上で、不実地認定を行っている。そのため、少なくとも 不実地認定された国有農地等については、国においても経緯や 現場の状況を踏まえた管理は可能と考える。 また、不実地認定した後も農林水産省が直接管理しない仕組み 自体が、財務省への国有農地等の引継ぎに積極的に取り組ま ない要因にもなっているのではないかと。		○都道府県が法定受託事務として一部の管理事務を担っている 国有農地等について、不実地認定が行われた後の財務省への 引継ぎに係る事務等を整理し、都道府県に担わせている法的根 拠を明らかにしていただきたい。 ○提案団体のほか、複数の追加共同提案団体からも、国有農 地等の財務省への引継ぎの際、処分が旨が立たないことを理 由に引継ぎを断られているとの声が上がっていること、財務局 における実態を踏まえ、処分が旨が立たないことを理由に引 継ぎを断るような運用が行われないよう、財務局及び地方公共 団体に対して書面で周知徹底するなどの必要な措置を講じる べきではないか。 ○不実地認定後の土地であって、境界の確定等による財産の 特定や無断使用の排除等の引継ぎに当たって確認すべき事項 の確認が済んでいるものについては、一定期間経過後は農林 水産省において速やかに引き取り、財務省への引継ぎを行う運 用とするための方策を検討するべきではないか。	【財務省】 各財務局等における国有農地等の引継ぎの実態について調査した結果、処分 の旨が立たないことを理由に引継ぎを受けないという取扱いが確認できな かった。 他方、提案団体を含む各地方公共団体より改善要望が出されていることから、 ・境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされてい れば、処分先の目途がつかないことをもって財産の引継ぎを受けないという取扱い とはなっていないこと ・国有農地の引継ぎについて円滑に処理を進めること ・引継ぎ事務の迅速化の観点から、国有農地等の引継ぎ事務の明確化、事務処 理期間の標準化等 について、年内に各財務局等、地方農政局及び地方公共団体に対して、書面によ り周知徹底を図ることとした。 【農林水産省】 国有農地等の管理は、旧農地法第78条第2項に基づき農林水産大臣から都道 府県知事に委任しており、都道府県が法定受託事務として行う事務としては、旧 農地法施行令第15条第1項第2号に基づく維持及び保存(境界確定や境界状 態の更正等及び草刈りなど)や同条第4項に基づく維持及び保存等の処分の適正を期 するため必要な資料の地方農政局(農林水産大臣)への提出の事務等がある。 この提出資料の作成に当たり、都道府県は、地方農政局との引継ぎ事務の確 認を経て、維持及び保存の管理主体として、その後の手続に手戻りがないよう、 各県の財務事務所等と境界確定等が適正に行われているかを確認するための 調整を行っている。 また、財務省への引継ぎに係る事務については、都道府県からの資料をもと に、国有財産法施行令第3条に基づき地方農政局と財務事務所等との間で行 われる。 不実地認定後の土地については、財務省とともに、財務省への引継ぎに係る事務 が迅速に行われるよう、必要な事務の明確化や事務処理期間の標準化等を行 う。 また、都道府県として境界確定等による財産の特定等の引継ぎに当たって確認 すべき事項の確認が済んでいる事案について、都道府県から地方農政局へ当 該事案の管理状況の概要について提出があった際は、地方農政局は必要に応 じて、各県財務事務所等及び都道府県と管理の状況に係る課題等について調 整を行うなど、円滑な事務が行われるよう運用の改善を図る。 なお、これらにより、迅速な引継ぎのための手続が進むこと、管理については、 維持及び保存に係る事務のうち、境界確定等は完了し、草刈り等の最小限の事 務となることから、これを農林水産省の管理に整理替えする手続を設けることは 効率的ではないと考える。	5【農林水産省】 (1)国有財産法(昭23法73)及び農地法(昭27法229) (2)市町村等が国から譲与を受けた道路等(農地法等の一 部を改正する法律(平21法7)別附8条1項)については、農林水 産大臣が土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相 当と認めたとき(同法1条による改正前の農地法80条1項)は、財 務大臣への引継ぎ(国有財産法8条)が迅速かつ円滑に行われ るよう、以下の措置を講じ、財務局、地方農政局及び都道府県に 通知する。 ・引継ぎに当たって、処分先の目処がついているか否かにかかわ らず財産の引継ぎを受けること及び境界の確定等による財産の 特定や無断使用の排除などの都道府県が行う事務を明確化する。 ・地方農政局は、引継ぎの対象となる財産について、境界の確定 等による財産の特定や無断使用の排除などの状況を確認した 後、速やかに財務局と調整を開始する。その調整に当たっては、 地方農政局が主体的に行うことを原則とする。 ・農林水産大臣が土地の農業上の利用の増進の目的に供しない ことを相当と認めたときから、地方農政局における都道府県から の引継ぎ事務の受理までの期間(都道府県が行う事務に要する期 間を除く。)について、都道府県の意見を踏まえつつ、標準処理期 間を設定する。 ・地方農政局における都道府県からの引継ぎの受理から、財 務局における地方農政局への引受けの受領書の送付までの期 間について、標準処理期間を設定する。 ・その他引継ぎを円滑に進めるために必要な措置を講ずる。 【措置済み(令和元年11月29日付け財務省理財局国有財産調整 課長、国有財産業務課長通知、令和元年11月29日付け農林水 産省経営局長通知、令和元年11月29日付け農林水 産省経営局長通知)】	通知	令和元年11月29日	「(国有農地等)の引継ぎについて」(令和元 年11月29日付け財務省理財局国有財産調整 課長、国有財産業務課長通知) ・「国有農地等に係る財務大臣への引継ぎ等 の取扱いについて」(令和元年11月29日付け 経営第1833号農林水産省経営局長通知)		
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律では市町村計画策定の効果として、 当該市町村の酪農経営又は肉用牛経営を営むものが作成する経営改善計画を 市町村長が認定した場合に㈱日本政策金融公庫等の資金の貸付けを受けるこ とができることのみが定められている。 一方、酪農経営又は肉用牛経営を営む者に対する融資としては、認定農業者 を対象とした農業経営改善計画の達成に必要な長期かつ低利の資金である農業 経営基盤強化資金(スーパールー資金)を始め、個々の農家の経営に応じた各種 資金が用意されており、また、市町村計画の有無にかかわらず、活用できる補 助事業も用意されている。 そのような中で、御意見では、「市町村計画を作成できないことで、近代的な酪 農経営及び肉用牛経営を育成してゆくのに選した市町村と認められず、個別の 補助事業対象にならないといった支障が生じており、市町村が、規模拡大を進 めながら、畜産振興を図る上での障害となっている。」とあるが、市町村計画 を作成できないことによる法制度上の不利益は上述のとおり、生じていないと考 えており、規制緩和を行わなければならない理由はないと考える。 なお、支障があるという法制度上の不利益があるのであれば、御教示いた さした。	<令元> 5【農林水産省】 (15)草地畜産基盤整備事業 草地畜産基盤整備事業については、酪農及び肉用牛生産の振 興に関する法律(昭29法182)に基づき市町村計画を作成するこ とができる市町村の基準(同法施行規則2条の2)を満たさない市 町村においても、当該事業の活用により畜産振興が図られるよ う、市町村計画の作成を必須とする実施要件を見直す方向で検 討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置 を講ずる。 <令2> 5【農林水産省】 (14)草地畜産基盤整備事業 草地畜産基盤整備事業については、令和2年度中に農業競争力 強化農地整備事業実施要領(平30農林水産省農村振興局長、生 産局長)を改正し、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭 29法182)に基づき市町村計画を作成することができる基準(同法 施行規則2条の2)を満たさない市町村も、令和3年度事業から中 山間地域の特別の対象とする。	通知等	令和3年4月	草地畜産基盤整備事業について、農業競争 力強化農地整備事業実施要領(平30農林水 産省農村振興局長、生産局長)を改正し、通 知を発出した。		



管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
122	B	地方に対する規制緩和	その他	<p>公営競技の施行団体の指定に関する都道府県經由の廃止</p> <p>公営競技施行団体の指定申請において、政令市については、都道府県を經由することなく、国へ直接申請するよう制度を改正すること。</p>	<p>【支障事例】</p> <p>市町村が公営競技の施行団体となるためには、競馬法等の規定に基づき、2年おきに総務大臣に指定申請し、指定を受ける必要がある。ちなみに都道府県は指定が不要である。</p> <p>県は当該指定を受けるに当たり、総務省通知に基づき、各市町村の提出書類を取りまとめた上で、指定を受ける財政上の必要性等の意見書を作成し、総務大臣に提出している。</p> <p>県意見書は市町村の財政状況等を勘案した指定の必要性を訴える内容となる。</p> <p>当該指定を受けている団体の中に、政令市であるさいたま市(浦和競馬組合等の構成員)が含まれている場合であっても例外なく、県経由で国へ提出している。</p> <p>しかし、政令市の決算統計(地方財政状況調査)や起債協議等の業務については県を経由せず国に書類を提出しており、財政状況のヒアリング、事務調整等も総務省が行っていることから、県はさいたま市の財政状況等について直接関与していない。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>したがって、公営競技の指定とそれ以外(財政状況の把握等)の事務について、整合性が取れていないことから、政令市の当該指定においては、県の意見書を付すことなく、県を経由せずに直接国に書類を提出すべきものとする。政令市は大都市に見合う財政上の特長が認められているので、このような事務でも配慮が必要と考える。</p>	<p>制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)</p>	<p>競馬法第1条の2第2項、モーターボート競走法第2条</p>	<p>総務省、農林水産省、国土交通省</p>	<p>埼玉県、神奈川県</p>	<p>川崎市</p>	<p>—</p>	<p>【総務省】</p> <p>今回の御要望については、関連する他の制度における取扱い等も勘案しつつ、検討する。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>市町村が公営競技の施行団体となるためには、競馬法等の規定に基づき、2年おきに総務大臣に指定申請し、指定を受けることを規定している。</p> <p>一方、この指定に当たり県の意見書を総務大臣あて提出する規定については、総務省通知に基づくものであると承知している。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>モーターボート競走法は国土交通省及び総務省が所管しているが、法第2条に基づく施行者の指定手続きに関する本提案(県は当該指定を受けるに当たり、総務省通知に基づき、各市町村の提出書類を取りまとめた上で、指定を受ける財政上の必要性等の意見書を作成し、総務大臣に提出することの廃止)に関しては、その内容が法令上に規定されているわけではなく、地方自治の財政に係る観点から総務省において手続きを定めたものであると想定されるため、本提案の是非については、国土交通省としては判断できない。</p>	<p>提案の早期実現に向けて、前向きに御検討いただきたい。なお、御対応いただける場合は、具体的なスケジュールをお示しいただきたい。</p>		
186	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	<p>公共土木施設災害復興に係る災害復興事業と、同事業復興事業業採択時の施設の形状・材質等を兼ね併せ行う場合の設計変更手続の迅速化</p> <p>原形復旧に係る災害復興事業と、同事業復興事業業採択時の施設の形状・材質等を兼ね併せ行う場合の設計変更手続の迅速化</p>	<p>公共土木施設災害復興事業費国庫負担法における災害復興事業において、災害にかかった施設を原形に復旧することが可能な場合の復旧工法の採択限度は、原形復旧までを原則としているため、施設の効用を増大させる部分の事業については、地方単独費で行うこととなる。</p> <p>この場合の事務手続きについては、一度、原形復旧を行う仮定の設計書を作成し、災害査定を受けた上で、改めて合併施行に係る本来の設計書を作成し、設計変更協議を行わなければならない、事務手続きが煩雑で多くの時間を要する。</p> <p>例えば、当市では、平成27年の豪雨による水位上昇で河川敷緑地の園路の土砂が流出し、原形復旧工事を施したが、昨年同様被災したため、再度の被災を防ぐべく、真砂土にセメントを混合し固化する事業を市単独費で施行することを決めた。被災は昨年の7月であり、災害査定は12月に実施されたが、その後の合併施行による設計変更協議は3月から始まり、5月末現在も続いている。</p> <p>このように、災害査定を行った上で改めて合併施行による設計変更協議を行う現行制度では、事業を早期に着手することができない。</p>	<p>合併施行に係る災害復興事業の迅速化を図ることで、災害査定後速やかに事業着手ができる。</p>	<p>公共土木施設災害復興事業費国庫負担法第7条</p>	<p>農林水産省、国土交通省</p>	<p>尼崎市</p>	<p>福井市、大阪府、岡山県、松山市、新居浜市</p>	<p>○合併施行の申請手続き等が煩雑であるため、施設の効用を増大させる部分の事業については、災害査定の手続きには入れず工事発注を行い、別工事で地方単独費にて対応している。そのため、合併施行を行う場合でもその費用を按分して災害査定を受けることが可能になれば、事務の簡素化に繋がると考える。</p> <p>○当都道府県にも同様の支障事例があり、災害査定時からあらかじめ合併施行を行う項目が判明している場合は、地方単独費で行う合併施行分を含めて査定決定を受けることで設計変更協議に係る時間・手間を軽減することが可能となり、災害復興事業の迅速な施行が可能となる。査定決定後に合併施行を実施する必要が生じた場合は従来通りとする。</p>	<p>【農林水産省】</p> <p>災害復興事業においては原形復旧が原則であり、その費用確定のため原形復旧に係る設計書作成は不可欠である。具体的な支障事例の内容は同川事業であり当省所管ではなく、夏型にあるような事業は近年把握していないが、災害復興事業と併せて施設の効用増大を行う場合の支援として災害関連事業がある。この災害関連事業の実施にあたっては、災害復興事業と災害関連事業では補助率が異なることから、それぞれについて災害査定を行う必要があるが、これらの申請を同時にし、査定することで事業を早期に着手することが可能となっている。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>合併施行とは、災害復興事業と他の事業を併せて施行することをいい、国土交通大臣の同意に係る設計変更の手続きが必要である。(公共土木施設災害復興事業費国庫負担法施行令第7条第5項)</p> <p>ご提案が当初から施設の効用を増大させる部分の工事を含めた災害査定を実施することについては、災害査定を実施して災害復興事業費を確定させた後でないと、施設の効用を増大させる部分が不明確であるため、困難です。</p>	<p>本提案は、当初から施設の効用を増大させる部分の工事を含めた災害査定を実施する等の柔軟な対応を求めるものであり、原形復旧に係る設計書の作成を省略することまでを求めるものではありません。</p> <p>当市の想定では、災害査定の実施方法として、原形復旧に係る原形復旧設計書と施設の効用を増大させる部分の工事を含めた合併設計書を併せて提出することにより、合併施行が災害復興事業の目的を達していることや、合併施行により施設の効用が増大することの査定を受けられるほか、国が最終的に原形復旧の費用として負担する事業費を災害査定段階で確定することが可能になると考えます。</p> <p>設計変更協議については、政令第7条において、災害復興事業費の決定の基礎となった設計の変更をしようとするとき、主務大臣と協議することが規定されているところ。現状、原形復旧を行う仮定の原形設計書により災害査定が行われているため、合併施行の場合は、改めて合併設計書を作成し、設計変更協議を行わなければならない。しかし、本提案が実現されれば、事業費の決定の基礎となる設計に変更が生じないことから、設計変更協議を要さなくなり、もって合併施行の場合であっても迅速な事業実施が可能になるものと考えます。</p> <p>さらに、合併施行の場合において、災害査定時の積算単価に変動が生じたとき、従来は、積算単価の変動を原形復旧設計書に反映した上で合併設計書との変更対照表を作成する必要がありました。が、積算単価の変動については、一定の条件の下で軽微な変更として、設計変更協議を不要としているところ。本提案が実現されれば、これらの作業が不要となり、効率化に繋がると考えます。</p> <p>なお、農林水産省から、災害関連事業に係る回答が示されましたが、本提案における支障事例は公園事業であるため、災害関連事業の対象とはならない旨申し添えます。</p>		



各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 令和元年12月23日閣議決定(記載内容) ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		【総務省】 総務大臣は、競馬、競輪及びモーターボート競走を行うことができる市町村を財政上の特別の必要性等を勘案して指定するが、市町村長は都道府県を経由して総務大臣に申請し、都道府県知事が意見を付す手続としている。このような手続とした趣旨は、県内市町村の財政状況等を把握している都道府県知事に対して財政上の特別の必要性等について意見を求めることで、総務大臣が指定に当たっての参考としようとするもの。 この点、総務大臣は指定都市の財政状況や公営競技の経営状況等について、地方財政状況調査や公営競技に関する個別ヒアリング等を通して直接把握している状況にあり、公営競技を行うことができる指定都市の指定に当たり、都道府県知事の意見を求め、参考とする必要性は低下していると考えられることから、令和2年度分の指定手続から、指定都市については、当該指定都市の市長が総務大臣に対して直接申請し、都道府県知事の意見を求めないこととする。 【農林水産省・国土交通省】 総務省が行う検討に対して、必要な協力をしてまいりたい。	5【農林水産省】 (2)競馬法(昭23法158)及びモーターボート競走法(昭26法242)競馬を行うことができる市町村(特別区を含む。)(指定手続(競馬法1条の2第2項)及びモーターボート競走を行うことができる市町村の指定手続(モーターボート競走法2条1項)においては、指定都市が申請を行う場合の都道府県経由事務については、令和2年度分から廃止する。 (関係府省：総務省及び国土交通省) 【措置済み(令和元年10月28日付け総務省自治財政局地方債課事務連絡)】	通知	令和元年10月28日 実施済み	令和2年度における公営競技施行に係る市区町村の指定申請手続等について(令和元年10月28日付け総務省自治財政局地方債課事務連絡)	
【大阪府】 あらかじめ合併施行を予定している場合は、災害査定時に原形復旧に係る災害復旧工事費と合併施行に係る内容・金額を併せて査定決定することで迅速な事業実施が可能となるので改善の余地があるのではないかと、単独費で実施する合併施行や簡易な変更協議を地方整備局で実施することができれば、協議に要する期間の短縮に繋がりが行政の効率化を図ることができる。		【全国知事会】 施設等の災害復旧については、単なる原形復旧にとどまらず、将来の利便性や安全性の向上のため改良復旧事業の要件緩和など必要な措置を講じ、強靱な国土づくりに向けた取組を迅速に進めること。 【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、提案内容の実現にあたっては、迅速な事業を可能とする観点から、査定時の混乱を招かないようにすること。	【農林水産省】 ご提案の内容は公園事業に係るもので国土交通省所管の内容であり、当省として特段の回答はありません。 【国土交通省】 合併施行とは、災害復旧事業と他の事業を合併して施行することをいい、国土交通大臣の同意に係る設計変更の手続きが必要です。(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第7条第5項) ご提案の、当初から施設の効用を増大させる部分の工事を含めた災害査定を実施することについては、災害査定を実施して災害復旧工事費を確定させた後でないと、施設の効用を増大させる部分が不明確であり、災害査定後、どちらの事業にも含まれない空白の設計が発生し、再度、設計書を作り直すなどの二度手間が生じることもあります。また、災害復旧工事費は、災害復旧事業費を算出するための基となる金額であり、その災害復旧事業費を基に国庫負担率を算出するためであるから、当該工事費を確定させるため、積算など分けて提出していただく必要があります。	5【農林水産省】 (4)公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭26法97) 災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となる設計の変更に係る協議(施行令第7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。 (関係府省：国土交通省)	通知	①令和2年3月18日 ②令和2年3月19日 ③令和2年3月30日	①「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)」(令和2年3月18日付け国土防第31号)、当該改正を「都市災害復旧事業等事務必携」に掲載しHP公表(地方公共団体へ周知)、「災害復旧事業と他事業との合併施行に係る取扱いについて」(令和2年3月18日付け国土交通省港湾局海岸・防災課総括災害査定官事務連絡) ②「公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行に係る取扱いについて」(令和2年3月19日付け水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長事務連絡) ③「公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行に係る取扱いについて」(令和2年3月30日付け林野庁森林整備部治山課長事務連絡)		



管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による公益性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加内容提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
187	B	地方地	農業・農地	地域未来投資促進法に基づく計画を作成し工業団地や工場に隣接する農用地で拡張を行う場合に限り、当該法律の基本方針①農用地等の農用地域外での開発を優先する条件については、地域以外にも及ぼされる経済波及効果や地域の農地の確保状況等を踏まえたとし、都道府県知事の判断により適用除外できるようにすること。	【現状】平成29年7月、地域経済を牽引する産業の立地・導入を促進し、地域創生を推進するため、地域未来投資促進法及び農村産業法が施行された。しかし、地域未来投資促進法または農村産業法に基づく計画を作成して、工業団地や工場を拡張しようとしても、拡張予定地が農業振興地域内農用地区域の場合には、当該法律の基本方針①に定める農用地等の利用調整に必要な条件を満たす必要があること。①農用地区域外での開発を優先する条件については、地域以外にも及ぼされる経済波及効果や地域の農地の確保状況等を踏まえたとし、都道府県知事の判断により適用除外できるようにすること。	雇用創出による若者の転出抑制や、過労の促進による農村兼業の活性化が期待でき、東京一極集中の是正に寄与する。	地域未来投資促進法第9条第2項第1号へ、第11条第3、4項、第17条、地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針(告示)第1〜2)・農村産業法第5条4項第3号、第13条	農林水産省、経済産業省	兵庫県、京都府、神戸市、加東市、和歌山県、鳥取県、徳島県		○国による規制に比べられること、地方創生・地方自治の主体性・自主性を尊重すべく、自治体の責任において、今後、圏調整の計画がなく農業としての発展が見込めない農用地については、地域未来投資促進法による自治体の基本計画により、農用地域外への開発を促す必要はない。自治体による乱開発や乱転用を防止するため自治体の基本計画に対する国の同意は絶対条件とし、計画の進捗具合と適正な農地の維持管理、計画の成果を国がチェックする仕組みを構築する必要がある。○本市は、市街化区域に空き用地が不足していることから、事業拡大に伴う拡張・移転の際に候補地が農用地域外となってしまうケースが多い。しかし農用地域からの除外が困難であるため、事業者から当該法律の支援内容である特例措置を利用できるように事実上利用できないため、事業拡大及び地域経済の発展の支障事例となっている。○現在、土地取得事業完了後8年を経過した農地は、農用地域内農地からの除外ができず、転用することが困難な状況にある。また、農村産業法及び地域未来投資促進法のいずれの法律を活用する場合においても、土地利用の調整が必要な農地を区域を含むケースでは、区域設定に当たって、農村産業法では実施計画策定、地域未来投資促進法では基本計画策定の際にも、事業者の立地ニーズを踏まえた面積規模とするよう定められているが、工業団地整備後に公算によって立地事業者を決定する計画の場合には、整備着手前の時点で事業者の立地ニーズが確定しておらず、両法の仕組みが活用できない。面的、総合的整備に関わらず、8年を経過の受益地に係る農用地域内農地からの除外を可能とする措置を求める。○地域未来投資促進法において、農用地域からの除外が可能な要件があるが、農用地域外での土地利用調整計画を作成する前には、土地利用調整を要しておかなければならない。土地利用調整においては、農法第13条第2項に規定されている、農用地域からの除外が困難であることから、土地利用調整に関する基本的な方針(告示)第1〜2)・農村産業法第5条4項第3号、第13条	○国による規制に比べられること、地方創生・地方自治の主体性・自主性を尊重すべく、自治体の責任において、今後、圏調整の計画がなく農業としての発展が見込めない農用地については、地域未来投資促進法による自治体の基本計画により、農用地域外への開発を促す必要はない。自治体による乱開発や乱転用を防止するため自治体の基本計画に対する国の同意は絶対条件とし、計画の進捗具合と適正な農地の維持管理、計画の成果を国がチェックする仕組みを構築する必要がある。○本市は、市街化区域に空き用地が不足していることから、事業拡大に伴う拡張・移転の際に候補地が農用地域外となってしまうケースが多い。しかし農用地域からの除外が困難であるため、事業者から当該法律の支援内容である特例措置を利用できるように事実上利用できないため、事業拡大及び地域経済の発展の支障事例となっている。○現在、土地取得事業完了後8年を経過した農地は、農用地域内農地からの除外ができず、転用することが困難な状況にある。また、農村産業法及び地域未来投資促進法のいずれの法律を活用する場合においても、土地利用の調整が必要な農地を区域を含むケースでは、区域設定に当たって、農村産業法では実施計画策定、地域未来投資促進法では基本計画策定の際にも、事業者の立地ニーズを踏まえた面積規模とするよう定められているが、工業団地整備後に公算によって立地事業者を決定する計画の場合には、整備着手前の時点で事業者の立地ニーズが確定しておらず、両法の仕組みが活用できない。面的、総合的整備に関わらず、8年を経過の受益地に係る農用地域内農地からの除外を可能とする措置を求める。○地域未来投資促進法において、農用地域からの除外が可能な要件があるが、農用地域外での土地利用調整計画を作成する前には、土地利用調整を要しておかなければならない。土地利用調整においては、農法第13条第2項に規定されている、農用地域からの除外が困難であることから、土地利用調整に関する基本的な方針(告示)第1〜2)・農村産業法第5条4項第3号、第13条	見解	補足資料	
215	B	地方地	農業・農地	食料安全 食料安全保障確立 対策推進交付金(消費・安全対策交付金)について、早期の交付決定を実施すること。 ※都道府県や市町村に対し協力指示を早期の交付決定の実施	【現状】本県は、植物防疫法第19条第1項に基づく国の協力指示に基づき、当該交付金を活用して特殊病害虫の緊急防除に取り組んでいる。具体的には、国(植物防疫所)が調査及び廃棄物の指定(廃棄命令)を行い、県が損失補償及び伐採等廃棄を実施している。 【支障事例】過去3年にわたり、年度当初配当額は事前協議時に提出した感染確認している樹木に係る処分費用の積算額を大幅に下回っており、また、年度途中にも国の指示に従い、その時点で不足している所要額を積算し、追加交付要望するもの、内示が遅れ、年度内の感染樹木の伐採・廃棄等ができなかった。 植物防疫所の検定の結果、感染していることが判明した際には、植物防疫所の職員とともに感染樹木の所有者宅を訪問し、調査結果を伝えるとともに、伐採協力と損失補償手続きについて説明しているが、内示の遅れにより廃棄手続を進めることができないことから、自治体に対して所有者からのクレームが多数寄せられているほか、訪問時点では伐採に了承していたが意見を附す事例も発生し、その対応に時間を費やしている。また、予算の執行管理が煩雑になるなど、地方の事務執行に甚大な支障が生じている。	交付金の交付決定を早期に実施するとともに、事業の必要性及び予算措置を十分に検討した上で、地方に協力指示を发出することで、地方に不要な事務を負擔わせることがなくなり、行政の効率化や、適切な伝染性病害虫の発生予防・蔓延防止対策につながる。	植物防疫法第17条第1項、第19条第1項・第3項、第20条第1項・第3項 プラムボクウィルスの緊急防除に関する省令第5条 消費・安全対策交付金交付金交付金別表1Ⅲ-4(4)	農林水産省	神奈川県、横浜、海老名市		栃木県	○近年、全国的に重要病害虫の発生報告事例が増加しており、当県においても緊急防除が必要となる病害虫の発生に対応が求められる可能性がある。	食料安全保障確立対策推進交付金(消費・安全対策交付金)の特殊病害虫緊急防除におけるプラムボクウィルスの緊急防除については、提案自治体と協議を行い、所要額の交付に努めてきたところであるが、対象の病害虫全体で見ると当初見積りも経る伐採需要が生じたこと等から、交付決定時期について、提案自治体の要望に十分沿えない場合もあったところである。 プラムボクウィルスの緊急防除については、令和元年度ウメ輪軸ウィルス対策検討会(第1回)(令和元年5月29日開催)において、感染樹対策としての感染樹の伐採・廃棄は中止するべきとされたところ。今後、当該方針に基づき、提案自治体と十分な協議を図りながら、プラムボクウィルスの緊急防除に係る食料安全保障確立対策推進交付金(消費・安全対策交付金)の交付決定を遅滞なく実施してまいります。	当該交付金については、プラムボクウィルスの緊急防除に限らず、伝染性病害・病害虫の発生予防・まん延防止等で、引き続き活用することが想定されるものであるため、回高のとり、地方国と十分に調整の上、交付決定を遅滞なく実施していただきたい。	
216	B	地方地	農業・農地	園芸用施設等の設置等の状況把握、地域特産野菜生産状況把握、地域特産野菜生産動態等調査については、都道府県及び市町村の事務負担を軽減するための、必要な調査項目は農林業センサスに依存する調査に統合する等の見直しを行うこと。 都道府県及び市町村の事務の廃止	これらの3調査については、園芸用施設の設置状況や地域の野菜・果樹の詳細な栽培状況等について調査するものであるが、都道府県及び市町村を調査対象または経由先で行っている。一方で、調査項目は、県や市町村でも、新たな担い手の参入があった場合や、補助金を活用して施設を新設した場合に取得した情報しか持っていない場合が多く、その他の情報も職員が個人的に見聞きした程度のものに留まり、詳細かつ正確なデータを把握していない場合が多い。また、国の調査依頼が来てから、域内の農協等に確認を行う場合があるが、連絡・調整に膨大な時間が掛かっていることと、この確認を行っても把握できない場合があるのが実態である。 県としてはこれらの調査を実施する必要性を感じておらず、現にこの調査の結果を政策立案の根拠として活用しているわけでもないため、本調査について、農林業センサスや作況調査等の別の調査に統合する等の見直しを行い、都道府県及び市町村の事務の廃止を行うこと。	事務を廃止することで、都道府県や市町村の事務的な負担が軽減される。また、当該調査を国が農林業センサスや独自調査で実施する。 【地域特産野菜生産状況調査】統計法第19条第1項 地域特産野菜生産状況調査実施要領 【特産果樹生産動態等調査】農林業振興特別措置法第6条 特産果樹生産動態等調査実施要領	農林水産省	神奈川県、栃木県、さいたま市、藤沢市、小田原市、海老名市、寒川町、開成町	・以前より、複数の市町村からデータがなく、責任ある回答が得られない。また、調査結果を把握しておらず、調査の重要性が感じられない。農林業センサス等の調査方法の統一された方法での実施と調査結果の活用を希望する。 ○本市でも園芸用施設の設置等の状況把握、地域特産野菜生産状況調査は、左記団体の支障事例と同様新たな担い手の参入があった場合や、補助金を活用して施設を新設した場合に取得した情報しか持っていない場合が多く、詳細かつ正確なデータを把握していない。また、調査依頼が来てから、域内の農協等に確認を行う場合があるが、連絡・調整に膨大な時間が掛かっていることと、この確認を行っても把握できない場合があるが実態である。 ○調査項目については、市町村でも正確に把握することが出来ない、又はする手段を持たないという実態である。補助金の活用や、認定農業者・認定新規就農者の認定を受ける限られた集団の中から情報を収集して回答しているものや、農協に調査の協力を依頼しているもの、詳細かつ正確なデータを把握していない。また、調査方法については、依頼を受けてから情報の収集を行うため、回答期限内に調査回答を作成するために統合された情報は、市町村事務は大幅に軽減される。 ○園芸用施設の設置等の状況把握について、調査項目のうち、設置面積、棟数は把握しているが、栽培作物、栽培延べ面積、収穫量は把握しておらず、それらを調査するには事務的な負担が大きい。 ○園芸用施設の設置等の状況把握において、担当課で把握している施設所有の農業者に対し調査を実施しているが、詳細かつ正確なデータを把握できていない。また、多数の農業者から回答を取りまとめるため膨大な時間がかかっている。 ○関係各所からデータ収集をするもの、昨今の販売経路は、インターネット、個人契約、産直、路上販売等多様な方法があり、それらの情報を掴むことは困難であるため、本調査の正確性をとまで求めるのが、この廃止の判断になると考えられる。 ○本市においても、正確な調査データがなく、責任ある回答が得られないため、廃止を要望する。 ○提案団体の意見と同様、これらの調査は、詳細かつ正確なデータの把握が困難であり、調査によって得られるデータの精度は高くはない。一方で調査の実施に当たっては、関係団体との連絡・調整に多大な時間を費やさなければならないため、職員の事務負担は大きいものとなっている。また、調査に係るノウハウを有していない市町村の事務負担も大きいものと思料する。 ○本市においても、提案団体の示す具体的な支障事例と同様の状況であり、左記に提起される3調査のみならず、県から依頼のある大半の統計調査については、根拠と取りうるデータを保有していないことから、推計にて対応せざるを得ない状況。統計の本質を鑑みれば提案にあるような根本的な見直しが必要と思われる。 ○地域の野菜・果樹の栽培状況を調査するのであるが、調査項目について補助事業等を活用した場合などに取得した情報や農政業務に精通した職員・農業協同組合員などからの聞き取り等により情報収集を行っているもの、すべての調査項目について把握することが困難であり、データ精度が劣る場合が多い。	本調査については、都道府県の一部地域で特産的に生産される野菜・果樹の生産状況等を明らかにするとともに、全県の園芸用施設等の設置・利用状況及び農業用プラスチックの処理状況の実態を把握するものであり、地域の状況に応じたきめ細かな調査物行政の推進や、園芸作物生産の改善及び増進に係る施策の企画立案を支援するために必要不可欠な基礎資料として活用しているものをご理解いただきたいと思います。 本調査は、特定地域で特産的に生産されている野菜・果樹を対象品目としており、都道府県、市町村等が保有する施設園芸に関する情報を取りまとめるものであること等から、地方自治体において事務を実施したいというところであるが、今回の提案内容を踏まえ、事務の効率化・省力化が図られるよう、次回調査から調査項目や対象品目等を削減すると等を検討する。 また、本調査において求める情報の精度や把握の方法等を明確化するのと、改めて周知徹底を図る。	共同提案団体からも、当該3調査に必要な詳細かつ正確なデータを把握する術がなく、責任ある回答が得られないとの声が多数寄せられている。精度の高いデータを収集しつつ、当該3調査に係る事務負担を軽減するために、農林業センサス等の調査と統合し、都道府県及び市町村の事務を廃止すべきと考える。 貴省からの回答においては、地方自治体から当該3調査の事務を担う理由として、調査対象が、特定地域で特産的に生産される品目であることや、各自自治体が保有する施設園芸に関するものであることが挙げられているが、これらの項目であっても、農林業センサス等の調査と併せて統一して実施できるものと考えられ、調査結果を施策の企画立案に活用する国が実施した方が、より正確なデータを効率的に収集することが可能と考える。 なお、農林業センサス等の調査との統合により当該3調査に係る都道府県及び市町村事務を直ちに廃止することが困難な場合が、項目や方法については自治体等の意見を聴取しつつ、事務的な負担を極力軽減する内容とした上で、廃止期限を明確に示していただくよう要望する。				



各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和元年度の地方からの提案等に関する対応方針 令和元年12月23日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針に記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【岡山県】</p> <p>回答のあった、「農用地区域以外での開発優先の原則にかかわらず、やむを得ず農地を含める場合の判断基準について通知により明確化を図る。」ことよって、これまでよりも土地利用調整が迅速かつ円滑に進むことを期待する反面、その「明確化」によって一層厳格な運用となることを危惧する。</p> <p>地域が実情に合わせて、守るべき農地は守りつつ、開発適地については地元意向を踏まえ開発を行うことを判断し、スピード感を持って地域の成長発展の基盤強化を図るためにも、地域未来投資促進法を活用して実施する事業計画にやむを得ず農用地を含める場合、基本方針①の取扱いを含め農用地区域からの除外については、地域の自主性と自立性に鑑みて、迅速かつ円滑に進むよう、地方公共団体が弾力的に運用できる内容としていただきたい。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○農林水産省からの第1次回答で回答のあった、やむを得ず農地を含める場合の判断基準を明確化する通知について、地方公共団体において地域の実情に応じた運用が可能であることを踏まえ、これまで以上に厳格に運用せざるを得ないような内容にならないよう配慮していただきたい。</p> <p>○当該通知においては、これまで両法律の計画に基づき工業団地等の拡張を行った事例について、その事例の概要とともに、どのような点が両法律の趣旨に合致しており、どのような点が両法律の基本方針に沿っており、どのような地域の実情を踏まえた上で拡張が可能と判断された事例であるか、その着眼点や判断基準を含め、通知していただきたい。</p> <p>○当該通知においては、種別の基本計画が、両法律に基づく基本方針における「農用地区域外での開発を優先する」という方針に関する内容となっているかについては、地域にもたらされる経済波及効果や地域全体の農地の確保状況等を踏まえ、都道府県知事が総合的に判断する事柄であることを明記していただきたい。</p>	<p>地域未来投資促進法及び農村産業法の計画に基づき、やむを得ず農用地区域内の農用地に工業団地等の拡張用地を求める場合の判断基準について、通知において明確化を図ることとした。その際、実態に即した適切な運用が図られるよう、地域の特性を活かした産業振興、地域全体の農業振興等の土地利用調整の観点も踏まえ、都道府県知事が総合的に判断する旨も併せて明記する。また、これまで両法により工業団地等の拡張を行った事例について、現地で聞き取り調査等により、両法の趣旨を踏まえた土地利用調整の観点も含めて、お示しすることとする。</p>	<p>5【農林水産省】</p> <p>(7)農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭46法112)及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平19法40)</p> <p>農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(以下「農村産業法」という。)に定められた基本方針(農村産業法3条1項)又は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下「地域未来法」という。)に定められた基本方針(地域未来法3条1項)に基づいて行う農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)8条2項1号)内における工場や工業団地の拡張については、やむを得ず産業導入地区(農村産業法5条2項1号)又は土地利用調整区域(地域未来法11条2項1号)に農地を含める場合において、都道府県等が基本計画に具体的な方針を定めるに当たって考慮すべき事項を明らかにし、都道府県知事が、市町村が策定する実施計画(農村産業法5条1項)又は土地利用調整計画(地域未来法11条1項)に同意する場合は判断に当たって、地域の実情に応じた産業振興、地域全体の農業振興等の土地利用調整の観点も踏まえ、地域の実態に即して都道府県知事が総合的に判断するものであること併せて、地方公共団体に令和元年度中に通知する。また、工業団地等の拡張を行った事例とその事例において拡張可能と判断された理由等の考え方について整理の上、併せて周知する。</p> <p>(関係府省:経済産業省)</p>	通知等	令和2年3月30日	「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく計画に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度との調整について」等の一部改正について(令和2年3月30日付け元農振第3601号)	
		<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>御指摘の趣旨を踏まえて、限られた予算の範囲内で必要な防除対策が行われることとなるよう、病害虫の発生が確認された地域の都道府県・市町村関係者と、病害虫の発生状況や防除措置の内容・スケジュール等を相談するなどにより、交付金の交付額や交付時期について十分調整を行い、都道府県の事務執行に支障が生じないよう取り組んでまいりたい。</p>	<p>5【農林水産省】</p> <p>(11)消費・安全対策交付金</p> <p>地方公共団体が農林水産大臣から協力指示(植物防疫法(昭25法151)19条1項)を受けて防除に関する業務に協力する場合の特殊病害虫緊急防除に係る消費・安全対策交付金の交付については、あらかじめ病害虫の発生状況や防除措置の内容、スケジュール等を地方公共団体と協議し、交付金額及び交付時期について十分調整を行った上で、地方公共団体の事務の執行に支障が生じないよう遅滞なく決定する。</p>	令和2年度予算措置済み	年度当初に交付する他、調査や防除の時期までに必要額を精査して交付	病害虫の発生状況、防除方法、防除時期等を踏まえ、病害虫の発生が確認された都道府県・市町村と交付額及び交付時期について、事前に十分調整を行い、必要な予算を確保し、早期に交付決定を行った。	
<p>【熊本市】</p> <p>調査対象を、例えば全体を7割程度をカバーする市町村にするなど、主要な産地に絞ることも検討していただきたい。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>本調査では、調査を合理的・効率的に行う観点から、都道府県・市町村等が通常の業務等のなかで把握している特産野菜・果樹や施設園芸に関する情報を取りまとめることとしている。</p> <p>このため、回答に当たり、各都道府県・市町村等において、より詳細・正確なデータを把握するための追加的な調査を行っていただく必要はないと考えており、このことについて改めて周知を図ってまいりたい。</p> <p>併せて、都道府県・市町村等の事務負担の軽減が図られるよう、次回調査における調査項目や対象品目の削減等について検討を行ってまいりたい。</p> <p>なお、農林業センサス等の他の調査との統合については、</p> <p>①農林業センサスに統合した場合、5年に1度の調査となり、生産動向等の機動的な把握が困難となる</p> <p>②他の野菜・果樹に関する統計(作物統計調査)は、全国的に生産が行われている主要品目を中心に調査を行うものであり、特産的な野菜・果樹に関する調査はなじまない等の課題があり、適当ではないと考えている。</p>	<p>5【農林水産省】</p> <p>(10)地域特産野菜生産状況調査、特産果樹生産動態等調査及び園芸用施設設置等の状況把握</p> <p>地域特産野菜生産状況調査、特産果樹生産動態等調査及び園芸用施設設置等の状況把握における地方公共団体から国への回答内容については、調査の合理的かつ効率的な実施の観点から、地方公共団体が通常の業務の中で把握している情報を報告すれば足り、追加的な調査は不要であることを令和元年度中に地方公共団体に周知する。</p> <p>また、地方公共団体の負担を軽減するため、それぞれ次回調査までに、調査項目や対象品目の削減等を行う。</p>	通知等	令和3年3月	○当該3調査について、地方公共団体から国への回答内容は、地方公共団体が通常の業務の中で把握している情報を報告すれば足り、追加的な調査は不要である旨、令和元年度中に地方公共団体に周知済み。	



管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による生産の利便性の向上、行政の効率化等)	模範法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支援事例		見解	補足資料
217	地方	農業・農地	農業次世代人材投資事業の要件確認に係る代替書類	農業次世代人材投資事業において、交付対象者が農地の所有権又は利用権を有することを証明するものとして求められる農地基本台帳の写しについて、他の書類で代替可能とし、代替書類を要綱に明記する。	農地基本台帳の写し以外の書類による代替が可能となれば、書類不備による書類出し直し手続きも減るため、行政の効率化が図られるだけでなく、交付対象者が農業委員会等の関係機関や農地所有者と何度も調整・依頼をすることがなくなるため、交付対象者の事務負担が軽減される。	農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)	農林水産省	神奈川県、さいたま市、藤沢市、海老名市、寒川町、開成町	宮城県、○他の書類で代替可能とし、代替書類を要綱に明記することで、行政の効率化が図られるだけでなく、交付対象者の事務負担が軽減される。 ○本市においても、農地基本台帳の写しについては、代替書類による提出を可能とする運用となるようにしてほしい。 ○農地基本台帳の写しについて、本市農業委員会においては対外的に交付してはならないため、書類を入手することができず、書類整備に支障をきたしている。 ○農地基本台帳の写しがなくとも、農地法第3条の許可を受けた賃貸借又は売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画や農用地利用配分計画等によって、所有権又は利用権の確認等の目的を達成することは可能であると考えられるため、これらの書類で代替することを可能としてほしい。 ○本市において、現在、支援事例はないが、新規就農者(農外就農)の多くは利用権設定で耕作権利を取得するため、市町村が行う利用権設定に関する事務の書類で事足りるのであれば、場合によっては農業委員会の書類を不要とでき、事務手続きの簡素化が図れる。また、農業委員会の書類が必要であるなら、その発行が拒否されることがないよう、必要な項目や発行の協力を農水省から農業委員会に指示すべきである。 ○農地基本台帳の写し以外の書類による確認が可能であれば、交付対象者の事務負担軽減が図れるため、制度改正の必要性はあると考える。 ○本市においては、申請者本人からは許可を受けた賃貸借又は売買契約書の写しを提出してもらい、その後農業委員会から農地基本台帳の写しをもらい添付しているところである。これらの書類で代替することは、確認の目的を達成することができ、申請には不要な個人情報保護にも繋がると考える。	農業次世代人材投資事業の経営開始型では、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(以下、「実施要綱」という。)別記1の第502の(1)の(ア)において、農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していることが交付要件になっており、当該要件を確認する書類として、農業次世代人材投資資金申請追加資料(別紙様式第2号)の別添6において、「農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地基本台帳及び契約書等」の写しを添付することとしている。 この「農業基本台帳及び契約書等の写し」の書類の例示として、「農業次世代人材投資事業の事務手続きの手引き」において、「農業次世代人材投資資金追加資料(別紙様式第2号)別添6として添付する農地基本台帳等(農地基本台帳のほか、農地法第3条の許可を受けた賃貸借又は売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画や農用地利用配分計画、特定作業要綱契約書又は都市農地の賃借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画)の写しにより確認する。」と記載しており、農業基本台帳以外の書類でも代替することは可能である。 他方、実施要綱の別紙様式第2号の別添6の「農業基本台帳及び契約書等の写し」の記載は、「農業基本台帳」が必須であると受け取られかねない表現となっているため、実施要綱の次の改正の機会をとらえ、誤解を与えない表現に見直す考えである。	「農業次世代人材投資事業の事務手続きの手引き」は、自治体向けのもので、一般には公表されていないため、申請者が事前に確認することができないものである。 そのため、実施要綱の表現が見直されることで、事務手続きに必要な書類が明確になり、申請者及び自治体の事務負担の軽減・効率化が見込まれるため、次の要綱改正時に確実に見直しをお願いしたい。 なお、改正に当たっては、次の点について御留意いただきたい。 ・実施要綱においては「農地基本台帳及び契約書等の写し」とあるが、手引きにおいては「農地基本台帳等」という用語を使っており、回答にあった代替書類が実施要綱で言うところの「農地基本台帳」のみの代替書類となるのか、「農地基本台帳」だけでなく「及び契約書等」までも含むのか不明確であるため、自治体や交付対象者の負担軽減となるよう整理していただきたい。				
292	地方	その他	水産業強化支援事業における施設整備支援の対象となる「改築」の範囲の見直し	老朽化したサケふ化施設の機能を維持するための改築のうち、耐用年数を経過しているも、機能向上を併せた長寿命化が可能な施設の「改築」については、水産業強化支援事業の対象となる「改築」の範囲の見直し	本県のサケふ化施設は昭和50年代に整備され、多くが築40年以上経過しており躯体等の大部分は継続使用に耐える状況にあるが、屋根や外壁等躯体以外の修繕必要箇所が増加している。本県を含む日本海沿岸の各県では、歴史的に内水面の漁協あるいは集落単位でふ化施設を整備し、サケふ化事業者として運営してきた経過があり、今後の安定的、継続的運営のために耐用年数を過ぎた設備の「改築」への支援が必要である。 しかし、現制度は比較的規模の大きな経営体に合わせて制度設計となっており、小規模で経営基盤が脆弱なふ化事業者が多い本県では、当該制度の活用が困難な場合が多く、事業者は耐用年数を過ぎた施設設備を大事に使って運営してきた経過がある。「水産業強化支援事業」の施設整備において対象となる「改築」は「著しい損耗により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれるもの」となっており、耐用年数の期間内であることが要件となっている。その結果、継続使用が可能な施設であるにも関わらず、本事業の「新築」での対応が必要となり「改築」に比べ多額の費用を要するケースが生じることも考えられる。	水産関係地方公共団体交付金等交付要綱	農林水産省	山形県、新庄市、村山市、天童市、河北町、最上町、大蔵村、高島町、三川町、庄内町、遊佐町	神奈川県、広島県 ○本市の種苗生産施設は昭和50年代に整備され、多くが築35年以上経過しており老朽化や劣化が激しく、修繕必要箇所が増加している。施設では、水産資源の維持増殖に必要な重要魚介類の種苗生産やカキ養殖業等漁業者への技術指導等を実施しているが、今後の安定的、継続的運営のために設備の「改築」への支援が必要である。 「水産業強化支援事業」の施設整備において対象となる「改築」は「著しい損耗により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれるもの」となっており、耐用年数の期間内であることが要件となっている。 その結果、継続使用が可能な施設であるにも関わらず、本事業の「新築」での対応が必要となり「改築」に比べ多額の費用を要するケースが生じることも考えられる。 ○限内の漁協が国庫補助事業で整備した種苗生産施設や中間育成施設は、老朽化のため高額の改修費を要する事例が増えてきている。近年、遊漁者及び組合員の減少に伴い内水面漁協経営は悪化しており、自費での改修が困難な状況となっている。具体的な事例として、平成4年度に内水面漁業振興施設整備費により種苗生産をするための施設を整備した漁協では、発電機等の設備機器が老朽化により使用できなくなっており、不慮の停電があれば大きな損害を受ける可能性がある。飼育水槽に比べ設備機器等の耐用年数は短く、施設を維持するためには更新が必要であることから、「改築」の範囲を見直し、設備機器の更新を支援するためのメニューが必要である。	整備後の施設の利用者が充分の費用を負担することが原則である。水産業強化支援事業についても通常の修繕や機能維持等に必要な改築に要する経費について、施設の更新も想定し、整備後の施設の利用者から利用料等を徴収するなどしてその費用を負担すべきものであると考えている。 水産関係地方公共団体交付金等実施要綱の運用について(平成22年3月26日付け1水港第263号)に基づき、「改築」における施設の再生については、①著しい損耗により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれるものであり、②新築と比べて耐用年数当たりの整備費の節減が図られ、かつ、③当該施設の利用状況が適切であるものに限定される。 これは、施設の立地条件等の要因により、著しく損耗し、法定耐用年数が経過していないにもかかわらず、施設の再生を行わざるを得ない特殊な事情を有する場合に限り、事業実施者の費用負担を軽減するためのものとされている。	本提案のサケふ化施設の整備者が、そもそも施設の利用者であり、利用料等の徴収は想定されており、また第三者の利用も想定されていない。以前から、整備者以外の海面漁業者からの協力を維持修繕費用に充てる取り組みを進めているが、漁獲量の関係から十分な整備が実施できない状況である。 当該施設を運営するための主な収入源は、県が実施する放流魚の買上げ費(全体の3分の1程度)と余剰卵(ふ化事業に供しない余った卵(イクラ)等の売却費であり、現状において、規模の大きいふ化場であれば利益が出ない状態となっている。 サケふ化事業に取り組み事業者の多くは小規模で経営基盤も脆弱であるため、設備の修繕や機能維持等に必要な改築に要する経費まで十分に回せる状況とはなっており、これに加えて、なお「新築」による対応は困難である。 また、本県のサケふ化施設は昭和50年代に整備され、多くが築40年以上を経過しているが、躯体等の大部分は継続使用に耐えており、費用が掛かり増しする可能性の高い「新築」により対応することは財政的に不合理であると考えられる。 サケふ化事業は公共事業的側面が強く、利益が出にくい構造となっている。ぜひ支援をお願いしたい。				



各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年度の地方からの提案等に関する対応方針 令和元年12月23日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。		第1次回答のとおり、実施要綱の次の改正の機会をとらえ、誤解を与えないよう「農業次世代人材投資事業の事務手続きの手引き」の表現を活用し、明確になるよう整理する。	5【農林水産省】 (13)農業人材強化総合支援事業のうち、農業次世代人材投資事業に係る交付申請時等に添付する農地の所有権又は利用権を有していることを証する書面については、農地基本台帳の写しに限られるものではなく、農地法3条の許可を受けた賃貸借又は売買に係る契約書等の地の書面で代替可能であることを明確化するため、令和2年4月を目途に「農業人材強化総合支援事業実施要綱」(平24農林水産事務次官)及び「農業次世代人材投資事業の事務手続きの手引き」を改正する。	通知等	令和2年4月1日	農業人材強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月8日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)を令和2年4月1日付で一部改正し、農地の権利設定の状況が確認できる書類について、農地基本台帳の写しのほか、農地法第3条の許可を受けた賃貸借若しくは売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画等のいずれかの書類で確認可能であることを明記した。	
【広島市】 産地の魚価低落や燃油価格の高騰で漁業経営が悪化している中、生産経費に加えて施設整備費の一部を漁業者に負担させることは困難である。 このため、老朽化した種苗生産施設の更新については、自治体や漁業者だけの財源では不可能であり、持続的な水産業を推進していくためには、国の支援が必要である。		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		三位一体改革により、さけます放流事業及び栽培漁業に関する補助事業予算については、平成18年度に税源移譲されており、都道府県が自主的に実施することとなり、国は、都道府県単独では解決の見込めない全国的共通課題についての技術開発や実証事業を行うこととなっている。そのようなかで、関係者の初期投資の負担軽減を図るため「浜の活力再生・成長促進交付金」の中で施設の整備(新設)を支援の対象としているところである。このため、一般に補助による受益者がいる場合、これらの受益者が負担すべきと考えられる施設の維持費や修繕費を対象とすることは困難である。	5【農林水産省】 (12)水産業強化支援事業 水産関係地方公共団体交付金等実施要綱に基づく水産業強化対策整備交付金については、地方公共団体等における円滑な事業の実施に資するよう、対象となる施設の改築の内容を明確化し、地方公共団体に令和元年度中に周知する。	通知	令和2年3月31日	「水産関係地方公共団体交付金等実施要綱」に基づく水産業強化対策整備交付金において対象となる施設の改築の内容の明確化について(令和2年3月31日付け元水推第1333号水産庁増殖推進部栽培増殖課長通知)	